

企業総合保険

ご契約のしおり

— ご契約の手引き —

- ・重要事項のご説明
- ・ご契約後をご留意いただきたいこと

— 企業総合保険の約款 —



22.1

KI1

企業総合保険

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、
ご一読いただき保険証券とともに大切に保管してください。

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりは「企業総合保険」についてご説明したものです。詳細は普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいますようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されており、以下の構成となっております。

I. ご契約の手引き(重要事項のご説明)

商品のしくみやご契約に関する重要な事項（告知義務や通知義務、補償内容、保険金をお支払いできない主な場合等）をご説明しております。必ずご一読ください。

II. ご契約の手引き(ご契約後にご留意いただきたいこと)

保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

III. 企業総合保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方や保険用語等についてご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

- ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。また、ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、ご契約者から被保険者（補償を受けられる方）にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。

東京海上日動のホームページのご案内 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認いただけます。
上記URLよりアクセスの上、是非ご参照ください。



Web約款

「Green Gift」プロジェクト実施中！



「Green Gift」プロジェクトとは？

「ご契約のしおり（約款）」を、冊子ではなくWeb約款（ホームページでご確認いただく方法）をご選択いただくことで、紙の削減ができます。

さらに新規にWeb約款をご選択いただいた場合には、弊社より、ご契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄附させていただくプロジェクトです。

目的別もくじ

こんなときは

こちらをご覧ください

ページ

ご契約内容の確認について

目的 1	申込みを撤回したい	▶ I 1 財産補償条項【3】 I 2 休業補償条項【3】	① クーリングオフについて (クーリングオフ説明書) ② クーリングオフについて (クーリングオフ説明書)	16 27
目的 2	いつから補償が開始されるのか知りたい	▶ II 1 保険証券の表示内容(財産補償条項) II 2 保険証券の表示内容(休業補償条項)	① 保険期間 ② 保険期間	30 32
目的 3	保険証券の見方を知りたい	▶ II 1 保険証券の表示内容(財産補償条項) II 2 保険証券の表示内容(休業補償条項)	① 商品内容 ② 商品内容	30, 31 32, 33
目的 4	補償の内容を確認したい	▶ I 1 財産補償条項【1】 I 2 休業補償条項【1】	① 商品内容 ② 商品内容	6~9 17~20
目的 5	支払われる保険金の内容について知りたい	▶ II 3 お支払いする保険金の概要一覧		38~40

事故が起った場合

目的 6	事故が起った場合に行わなければならないことが知りたい	▶ II 2 1 災害後の対応(主なもの) (財産補償条項・休業補償条項共通)		34, 35
目的 7	保険金の受取りまでの流れが知りたい	▶ II 2 2 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ (財産補償条項) ③ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ (休業補償条項)	① 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ (財産補償条項) ② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ (休業補償条項)	36 37

保険料について

目的 8	保険料の払込方法について知りたい	▶ I 1 財産補償条項【2】 I 2 休業補償条項【2】	④ 保険料の払込方法等 ④ 保険料の払込方法等	13 24
------	------------------	----------------------------------	----------------------------	----------

ご契約内容の変更等について

目的 9	契約内容に変更が生じた場合の手続きについて知りたい	▶ I 1 財産補償条項【2】 I 2 休業補償条項【2】	⑧ 告知義務、通知義務等 ⑧ 告知義務、通知義務等	14 25
目的 10	補償内容を変更したい			
目的 11	解約したい	▶ I 1 財産補償条項【3】 I 2 休業補償条項【3】	② 解約されるとき (解約と解約返れい金) ② 解約されるとき (解約と解約返れい金)	16 27
目的 12	保険証券をなくしてしまった		ご契約の代理店または弊社までご連絡ください 弊社連絡先：「裏表紙」をご確認ください	

その他

目的 13	東京海上日動の連絡先を知りたい	▶ 事故が起った場合)⇒ 東京海上日動安心110番 (事故受付センター) II 2 1 災害後の対応(主なもの) (財産補償条項・休業補償条項共通) ④ お支払いする保険金の概要一覧 ④ お支払いする保険金の概要一覧 「裏表紙」をご確認ください (その他の場合)⇒ 東京海上日動カスタマーセンター 「裏表紙」をご確認ください		35
-------	-----------------	--	--	----

もくじ

I. ご契約の手引き(重要事項のご説明)

1 財産補償条項	06
[1] 商品内容	06
① 商品のしくみ	06
② 保険金をお支払いする主な場合	06
③ 主な特約とその概要	07
④ 保険の対象について	08
⑤ 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)について	08
⑥ 保険金をお支払いできない主な場合	09
[2] ご契約時にご確認いただきたいこと	10
① 被保険者(補償を受けられる方)	10
② 保険の対象の所在地・物件種別・職作業・業種・構造級別	10
③ 評価基準・保険金支払方式・保険金額の設定	11
④ 保険料の払込方法等	13
⑤ 他の現存契約がある場合	14
⑥ 補償プランのご確認	14
⑦ 保険金をお支払いできない主な場合	14
⑧ 告知義務、通知義務等	14
⑨ 個人情報の取扱い	14
⑩ Web約款について	15
⑪ 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金	15
⑫ その他ご契約時にご注意いただきたいこと	15
[3] ご契約後にご注意いただきたいこと	16
① クーリングオフについて(クーリングオフ説明書)	16
② 解約されるとき(解約と解約返れい金)	16
③ 事故が起こったとき	16
④ 保険会社破綻時の取扱い等	16
2 休業補償条項	17
[1] 商品内容	17
① 商品のしくみ	17
② 保険金をお支払いする主な場合	17
③ 主な特約とその概要	18
④ 保険の対象について	19
⑤ 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)について	19
⑥ 保険金をお支払いできない主な場合	20
[2] ご契約時にご確認いただきたいこと	21
① 被保険者(補償を受けられる方)	21
② 保険の対象の所在地・職作業・構造級別	21
③ 保険金額の設定等	23
④ 保険料の払込方法等	24
⑤ 他の現存契約がある場合	24
⑥ 補償プランのご確認	24
⑦ 保険金をお支払いできない主な場合	25
⑧ 告知義務、通知義務等	25
⑨ 個人情報の取扱い	25

⑩ Web約款について 26

⑪ 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金 26

⑫ その他ご契約時にご注意いただきたいこと 26

[3] ご契約後にご注意いただきたいこと 27

① クーリングオフについて(クーリングオフ説明書) 27

② 解約されるとき(解約と解約返れい金) 27

③ 事故が起こったとき 27

④ 保険会社破綻時の取扱い等 27

II. ご契約の手引き(ご契約後にご留意いただきたいこと)

1 保険証券の見方

① 保険証券の表示内容(財産補償条項) 30

② 保険証券の表示内容(休業補償条項) 32

2 事故が起こった場合の留意点

① 罹災後の対応(主なもの)(財産補償条項・休業補償条項共通) 34

② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(財産補償条項) 36

③ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(休業補償条項) 37

3 お支払いする保険金の概要一覧

① 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金(財産補償条項) 38

② 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金(休業補償条項) 39

③ 特約に基づいてお支払いする保険金(財産補償条項) 40

④ 特約に基づいてお支払いする保険金(休業補償条項) 40

III. 企業総合保険の約款

1 約款の構成・見方

① 企業総合保険 普通保険約款 42

② 企業総合保険 特約 42

2 約款のもくじ

① 企業総合保険 普通保険約款のもくじ 44

② 企業総合保険 特約のもくじ 46

企業総合保険 普通保険約款

用語の定義 48

第1章 財産補償条項 54

第2章 休業補償条項 65

第3章 基本条項 74

企業総合保険 特約

I. ご契約の手引き (重要事項のご説明)

商品のしくみやご契約に関する重要な事項（告知義務や通知義務、補償内容、保険金をお支払いできない主な場合等）をご説明しております。ご契約前、またはご契約後においても保険証券のご契約内容とあわせて必ずご一読ください。

1 財産補償条項

【1】商品内容

(マークのご説明)

契約概要 ご契約いただく保険の内容を理解していただくために必要な情報です。

注意
契約概要 お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

1 商品のしくみ

契約概要

企業総合保険(財産補償条項)は

火災をはじめとする様々な偶然な事故により、建物、設備・什器等、商品・製品等、屋外設備装置が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、所定の特約(オプション)をご契約されると補償を追加いただくこともできます。

2 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

●損害保険金のお支払い対象となる事故

下表は建物、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等を保険の対象とした場合です。
屋外設備装置、建物外設備・什器等、建物外商品・製品等の場合は右の1、2、5から選択していただきます。

	○:補償します	✗:補償しません				
5つの補償プランから選択していただきます。						
1 火災、落雷、破裂・爆発 風災、雹災、雪災	○	○	○	○	○	
2 給排水設備事故の水漏れ等 ¹ 騒擾、労働争議等 車両・航空機の衝突等	✗	○	○	○	○	
3 建物の外部からの物体の衝突等 盗難、水災 ²	✗	✗	○	○	○	
4 電気的・機械的事故 ³ その他偶然な破損事故等	✗	✗	✗	✗	○	*5

*1 給排水設備に起きた事故や他人の占有する戸室で起きた事故に伴う漏水、放水による水漏れ等をいいます。

*2 建物の場合:保険額の30%以上の損害が生じた場合、または地盤面から45cmを超える浸水を被った場合の損害を補償します。
建物内設備・什器等、建物内商品・製品等の場合:収容する建物が地盤面から45cmを超える浸水を被った場合の損害を補償します。

屋外設備装置または建物外設備・什器等の場合:保険額の30%以上の損害が生じた場合の損害を補償します。

これらの水災の補償の条件を設定せずにご契約いただくこともできます。また、保険金を縮小してお支払いすることもできます(この場合は縮小割合を70%、50%、30%から選択していただけます)。

*3 保険の対象が建物内商品・製品等の場合、盗難は補償されません。

*4 保険の対象が建物内商品・製品等の場合、盗難は補償されます。

*5 保険の対象が建物外商品・製品等の場合は補償されません。

*6 保険の対象である建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等に生じた損害を補償します。

●お支払いする保険金



◆実損払方式の場合(詳細はP.12 [2] の「②保険金支払方式について」をご参照ください。)

事故の際は保険金額を限度⁷に損害額から免責金額(自己負担額)⁸を差し引いて損害保険金をお支払いします。

*7 高額貴金属等を除く商品・製品等については保険金額の1.2倍を限度とします。

*8 お支払いする保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます(ただし、賃貸、預貯金証の盗難については差し引きません)。

ご契約時に5万円または20万円のいずれかを選択していただきます。

●損害に伴う様々な費用補償

残存物取片づけ費用保険金



損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします(1事故あたり損害保険金の10%を限度に実費をお支払いします)。

修理付帯費用保険金



保険の対象の復旧にあたり発生した損害原因調査費用等の必要かつ有益な費用をお支払いします(1事故あたり保険の対象の合計保険金額¹の30%または1,000万円²のいずれか低い額を限度に実費をお支払いします)。

損害拡大防止費用保険金



火災、落雷、破裂・爆発の事故による、損害の発生および拡大の防止のために支出した火薬剤の再取得費用等の必要または有益な費用をお支払いします(実費をお支払いします)。

請求権の保全・行使手続費用保険金



損害保険金をお支払いできる事故・損害が発生した場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします(実費をお支払いします)。

失火見舞費用保険金



建物等から発生した火災、破裂・爆発の事故によって近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞い費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします(ただし、事故あたり保険の対象の合計保険金額¹の20%を限度とします)。

地震火災費用保険金



地震、噴火またはこれらによる津波の原因による火災以下の損害を受けた場合に、保険金額¹の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地あたり300万円²を限度とします。

- ・建物半焼以上(20%以上)の損害
- ・屋外設備装置:保険金額の50%以上の損害
- ・建物内設備・什器等、建物内商品・製品等:収容する建物が半焼以上(20%以上)の損害
- ・屋外設備装置に収容の設備・什器等、商品・製品等:収容する屋外設備装置が保険金額の50%以上の損害

3 主な特約とその概要

契約概要

特約(オプション)をご契約いただくことで、以下の損害も補償します。

借家人賠償責任補償特約

(戸室を賃借している方向け)



- (1) 店舗や事務所等を賃借している方が下記①の事故に起因して借用している戸室を損壊することにより貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して借家人賠償責任保険金をお支払いします。
 - (2) 下記②の事故により借用している戸室に損害が生じた場合で貸主との契約に基づいて自己の費用で修理したときに、借家人修理費用保険金をお支払いします。
- (ご契約時に、(1)(2)共通の1事故あたりの支払限度額を100万円から9億9,900万円までの範囲で100万円単位で設定していただけます)
- ①火災、破裂・爆発、盗難、給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水による水漏れ等
 - ②火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、盗難、給排水設備事故の水漏れ等⁴、借用戸室の外部からの物体の衝突等、騒擾、労働争議等
- *4 給排水設備に起きた事故や他人の占有する戸室で起きた事故に伴う漏水、放水による水漏れ等をいいます。

地震危険補償特約



- (1) 下記①②の損害に対して損害保険金をお支払いします。
 - ①地震、噴火による火災、破裂・爆発、津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ②地震、噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害
 - (2) 上記①②の保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。
- ご契約時に、支払限度額の範囲内で損害額から免責金額を差し引いた額をお支払いする「支払限度額方式」、損害額に縮小支払割合を乗じた額をお支払いする「縮小支払方式」のいずれかを選択していただけます。
- *保険の対象の所在地により一部お引受けができない場合があります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

臨時費用補償特約



- 損害保険金⁵をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、損害保険金の30%をお支払いします(1事故あたり、保険の対象ごとに100万円を限度とします)。
- *5 地震危険補償特約の損害保険金を除きます。
- *6 業務用の通貨等または預貯金証の盗難の場合はお支払いできません。

4 保険の対象について

企業総合保険では、専用店舗、工場等の建物およびこれらと同一の敷地内に所在する屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等を対象としてご契約いただくことができます。(同一敷地内の保険金額の合計が10億円以下の物件が対象となります。)専用住宅建物、住居と店舗・事務所等の両方の用途に用いられている建物および個人所有の家財につきましては、この保険ではお引受けできません。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。^{*1}

保険の対象とできるもの	○建物	建物とは土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。 以下の物のうち被保険者の所有するものは、建物に含まれます。(以下のものを除いてご契約することもできます。) ・畠、建具その他これらに類する物 ・電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付したるもの ・建物に付属する門、扉または垣、物置、車庫その他の付属建物 ・建物の基礎
	○設備・什器等	建物内に収容されている設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
	建物外設備・什器等 ^{*2}	建物内に収容されていない設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
	○商品・製品等	建物内に収容されている商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	建物外商品・製品等 ^{*4}	建物内に収容されていない商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
保険の対象とできないもの	○屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固定されている設備、装置、機械等をいいます。
○自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます。)、船舶、航空機その他これらに類する物 (なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。)		
○通貨等 ^{*5} 、預貯金証書その他これらに類する物 (ただし、建物内に収容されている業務用の通貨等、預貯金証書の盗難については一定金額まで補償されます。 ^{*6})		
○構本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物		
○橋樋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置		
○工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材		
○植物、動物等の生物(植物、動物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。)		
○法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物		
○データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物		

*1 ご契約期間の途中で、建物や動産の用途が変わることにより、企業総合保険のお引受け対象とならなくなつた場合(例えば建物の用途を店舗から住宅へ変更した場合等)は、保険期間の途中でご契約を解約していただく必要があります。

*2 貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものを「高額貴金属等」として、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等の保険金額に關係なく1事故あたり100万円を限度に自動的に補償します(追加保険料をいただくことにより支払限度額は200万円から1,000万円まで100万円単位で変更することができます)。

*3 屋外設備装置内に収容されている設備・什器等を含みます。

*4 屋外設備装置内に収容されている商品・製品等を含みます。

*5 通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および替手形)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。

*6 建物内設備・什器等を保険の対象としてて盗難の補償を選択していただいている場合、建物内設備・什器等の保険金額に關係なく1事故あたり、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円を限度に盗難による損害を自動的に補償します(実際の損害額をお支払いします)。また通貨等については追加保険料をいただくことにより限度額を100万円から1,000万円まで100万円単位で変更することができます。

5 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)について

保険期間は1年から5年までの整数年^{*7}か1年末満(月払の場合は、保険期間は3か月以上となります。)で設定していただけます。なお、弊社の保険責任は始期日の午後4時に開始します(申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。)

*7 地震危険補償特約をご契約いただく場合は1年を超える長期契約はできません。

6 保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は企業総合保険普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

■普通保険約款で保険金をお支払いできない主な損害

〈すべての事故に共通の事由〉

- (1) 保険契約者、被保険者、またはそれらの代理人、同居の親族の故意、重大な過失、法令違反による損害
- (2) 被保険者または被保険者の使用者、保険の対象の使用や管理を委託された者またはその使用者の故意、重大な過失、法令違反による損害
- (3) 以下の事由による損害
 - (ア) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込み、漏入
 - (イ) 被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為
 - (ウ) 火災等の事故の際の粉灰、盗難
 - (エ) 自然の消耗または劣化、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ねずみ食い、虫食い等
 - (オ) 保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、調整等の作業中の過失または技術の拙劣
 - (カ) 保険の対象の置き忘れ、紛失
 - (カ) 土地の沈下、移動または隆起
- (4) 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害
- (5) 強盗または横領によって保険の対象に生じた損害
- (6) 電球、ラブラン管等の管球類のみ、または液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、モニタ等の画像表示装置のみに生じた損害
- (7) 濃煙によって保険の対象である建物の専用水道管に生じた損害
- (8) 保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた汚染、他物の混入、変質等の損害
- (9) 楽器の弦のみ、打皮のみに生じた破損、音色、または音質の変化の損害
- (10) 商品・製品等である植物、動物に生じた枯死、死亡以外の損害
- (11) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等による損害
- (12) 植物もしくは噴火またはこれらによる津波による損害(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします)
- (13) 核燃料物質等の汚染による損害
- (14) (12)(9)から(11)による事故の延焼または拡大、秩序の混乱による損害



■特約(オプション)をご契約いただく場合の保険金をお支払いできない主な損害

〈借家人賠償責任保険特約を付帯した場合〉

- | | |
|------------|---|
| 借家人賠償責任保険金 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意による損害 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等による損害 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 (4) 核燃料物質等の汚染による損害 (5) 被保険者の心神喪失による損害 (6) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事(被保険者の労力で行った仕事は除きます。)による損害 (7) 被保険者が以下の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定によって加重された損害賠償責任 (イ) 被保険者が借用戸室の貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 |
|------------|---|

- | | |
|------------|---|
| 借家人修理費用保険金 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人、借用戸室の貸主またはこれらの法定代理人による故意、重大な過失による損害 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等による損害 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 (4) 核燃料物質等の汚染による損害 |
|------------|---|

- | | |
|-----------------|--|
| 地震危険補償特約を付帯した場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際の粉灰・盗難による損害 (2) 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 (3) 高額貴金属等に生じた損害 |
|-----------------|--|

【2】ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約前に必ず理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

申込書記載の内容と照らし合わせてご確認ください。

ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

*ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

1 被保険者(補償を受けられる方)

被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象の所有者であって、損害が発生した場合に保険金をお受取りいただけます。

共有名義の場合には、すべての所有者をご指定いただきます。

なお、借家人賠償責任補償特約をご契約される場合も、被保険者本人のご指定が必要です。

2 保険の対象の所在地・物件種別・職作業・業種・構造級別

①保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等の所在地をいいます。

企業総合保険では、1契約でお引受けできる保険の対象は、1つの敷地内に所在する物件に限ります。保険の対象が複数の敷地内に所在する場合は、敷地内ごとにご契約ください。

②物件種別について

企業総合保険の保険の対象は、一般物件または工場物件です。それぞれに該当する物件の例は、以下のとおりです。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

	同一の敷地内に所在する事務所、専用店舗、工場物件に該当しない作業場等の建物、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等
	一定以上の作業規模*1を有する工場敷地内に所在する作業所、動力室、倉庫、事務所等の建物、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等

*1 動力設備50kW以上、電力設備100kW以上、作業人員50人以上のいずれかに該当する場合をいいます。ただし、動力設備、電力設備は、工業上の作業に使用するものをいいます。

③職作業・業種について

建物内(敷地内)で行われている職作業・業種をいいます。

なお建物内(敷地内)で行われている職作業が複数にわたる場合は、専有・占有面積の最も大きい職作業にて判定します。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

④構造級別について

建物*2の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下の事項をご確認のうえ、「構造級別判定フローチャート」にしたがってご確認ください。

*2 保険の対象が建物内設備・什器等、建物内商品・製品等の場合はこれらを収容する建物をいいます。

*屋外設備装置は材質や機能等により構造級別を判定します。また建物外設備・什器等、建物外商品・製品等の構造級別は一律2級となります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

<構造級別判定のしくみ>

●建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類から判定します。

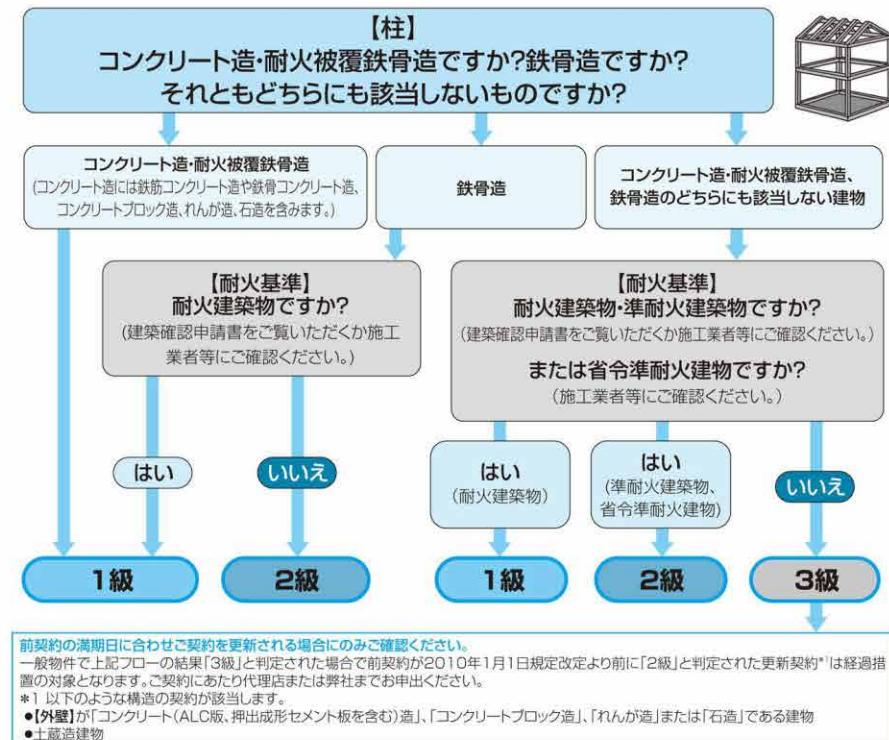
ただし、「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、この建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造級別を決定します。

●【耐火基準】で判定する場合には、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面が施工業者または不動産業者(以下、「施工業者等」といいます。)による証明書をご提出いただく場合があります。

*建物の柱が複数の異なる種類の材質で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

〈建物の構造級別判定フローチャート〉

●以下のフローにしたがって、建物(設備・什器等、商品・製品等を収容する建物)の構造級別を判定します。



3 評価基準・保険金支払方式・保険金額の設定



①評価基準について

●建物、屋外設備装置、設備・什器等が保険の対象である場合、「再取得価額」「時価額」の2種類の評価基準のうち、いずれかを選択していただきます。*2

評価基準	基準の内容
再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築・再取得するために必要な額を基準とします。
時価額	保険の対象の再取得価額による評価額から使用による消耗分を差し引いた額を基準とします。

●時価額を基準とした場合は、損害発生に際して保険金が時価額を基準に支払われるため、お支払いする保険金が保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額より少なくなる場合がありますので、再取得価額による評価基準を選択していただくことをおすすめします。

*2 保険金支払方式が比例支払方式の場合、ご契約時に保険の対象を評価しませんが、事故発生時に保険の対象の保険価額を評価する際の基準として「再取得価額」が「時価額」のいずれかを選択していただきます。

3 評価基準・保険金支払方式・保険金額の設定(つづき)

契約
概要

②保険金支払方式について

●保険金支払方式には、以下の2つの方式があり、いずれかを選択していただきます。

保険金支払方式	お支払内容
実損払方式	ご契約時に保険の対象の保険価額を評価して保険価額を設定し、これに基づいて保険金額を設定する方式です。保険金額を限度 ^{*1} に損害額から免責金額(自己負担額) ^{*2} を差し引いて保険金をお支払いします。
比例支払方式	ご契約時に保険の対象の保険価額を評価せずに保険金額を設定する方式です。保険金額が保険価額の80%以上の場合は実損払方式と同様ですが、保険金額が保険価額の80%未満の場合にはお支払いする保険金が損害額を下回り、十分な復旧ができない場合があります。 ^{*3}

●比例支払方式では事故発生時に保険の対象の保険価額の評価を行うことから、一部保険(保険金額が保険価額を下回ることをいいます。)や超過保険(保険金額が保険価額を超過することをいいます。)となり、十分な保険金が支払われなかつたり保険料の無駄が発生する場合がありますので、実損払方式によるご契約をおすすめします。

③保険金額の設定について

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額を設定してください。
- 高額貴金属等については、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等が保険の対象である場合に、契約時に設定する限度額の範囲で補償されますが、設備・什器等、商品・製品等の保険金額には算入しません。
- 保険金支払方式によって、保険金額の設定方法が異なります。

保険金支払方式	保険金額の設定方法
実損払方式	保険価額に約定付保割合 ^{*4} を乗じて保険金額を設定します。約定付保割合は、30%から100%までの10%単位で設定します。 例えば約定付保割合80%を設定しますと保険価額の80%が保険金額となり、保険金額を限度 ^{*1} に損害保険金をお支払いします。
比例支払方式	保険価額の評価、約定付保割合 ^{*4} の設定は行わず、保険金額を設定します。

*1 高額貴金属等を除く商品・製品等については保険金額の1.2倍を限度とします。

*2 お支払いする保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます(ただし、通貨、預貯金証書の溢難については差し引きません)。ご契約時に5万円または20万円のいずれかを選択していただきます。

*3 保険金額が保険価額の80%未満である場合は損害保険金の額は以下の算式により算出した額となります。ただし、高額貴金属等については、保険金額の保険価額に対する割合にかかわらず損害保険金=損害額-免責金額で算出した額となります。

$$\text{保険金額} = \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額} \times 80\%} - \text{免責金額}$$

[比例支払方式での保険金お支払いの例]



建物を保険金額5,000万円(免責金額5万円)でご契約、火災が発生して3,000万円の損害が発生、事故時点での建物の保険価額を評価したこと、1億円であった場合。

$$\text{損害保険金} = 3,000\text{万円} \times \frac{5,000\text{万円}}{1億円 \times 80\%} - 5\text{万円} = 1,870\text{万円}$$

実際の損害額に対して、支払われる保険金が不足してしまいます。

*4 約定付保割合とは保険価額に対する保険金額の割合をいいます。

●保険金額設定に関する注意点● 超過保険

超過保険とは、保険金額が保険価額を超過する状態をいいます。超過保険の状態で事故が発生した場合、お受取りいただける損害保険金は、保険価額が上限となり、保険金額のうち保険価額を超える部分に相当する保険料が無駄になりますので、ご注意ください。

[特にご注意いただきたい点]

- 建物の保険金額に土地代を含めて保険金額を設定した場合、土地代に相当する金額が保険価額を超過することとなりますので、土地代を含めずに保険金額を設定してください。
- 他の現存契約等(共済契約を含みます。)の有無をご確認ください。他の現存契約等がある場合は、他の現存契約等との合算した保険金額が保険価額を超えないよう、保険金額を設定してください。

4 保険料の払込方法等

契約
概要

●保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、次のいずれかから選択してください。

保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地、構造等によって決定されます。

なお、始期日以降は、払込方法の変更はできません。

払込方法	保険期間			
	1日～3か月未満	3か月～1年未満	1年	2年～5年
金融機関での口座振替 ^{*1}	一時払	○	○	○
	分割払 ^{*2}	×	○ (月払)	○ (月払・年払)
クレジットカード	一時払	×	○	×
	分割払 ^{*2}	×	○ (月払)	○ (月払・年払)
コンビニエンスストア・郵便局での払込取扱票	一時払	○	○	○
請求書(銀行等での払込み)	一時払	○	○	○

*1 ●保険料は始期日の属する月の翌月から請求します。

●払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

●当社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の落しができませんのでご注意ください。

*2 月払の場合には、5%の割増がかかります。

*3 上記により払込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

●保険料の払込みが遅れたとき(払込猶予期間)●

保険料は保険証券に記載の払込期日^{*4}までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の属する月の翌々月末^{*4}、クレジットカード払、払込取扱票払、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期間を過ぎても保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合があります。

*3 保険料を払込みした日が保険証券に記載しています。初回保険料の払込期日は以下のとおり払込方法によって異なります。

●口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日

●クレジットカード、払込取扱票、請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末

*4 ご契約者の故意・重大失敗の場合に限ります。

5 他の現存契約がある場合

他の現存契約とは、この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の現存契約がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の現存契約の有無、他の現存契約がある場合の引受保険会社等については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

6 補償プランのご確認

ご契約される「補償プラン」について、申込書に記載されている内容をご確認ください。

*保険の対象とするもの、保険期間、保険金額、補償内容、特約等につきましては、申込書の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりの内容になっているかご確認ください。

7 保険金をお支払いできない主な場合



P.9の【1】保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は企業総合保険普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合等」をご参照ください。

8 告知義務、通知義務等



申込書に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。 ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(弊社の代理店には、告知受領権があります。)
通知義務	申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

以下の場合、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

- ①設備・什器等、商品・製品等を店舗の移転等により他の場所に移転した場合
- ②建物または設備・什器等、商品・製品等を収容する建物の構造または用途を変更した場合
- なお、通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にも遅滞なくご連絡ください。
 - ご契約者の住所等を変更した場合
 - 建物等を売却、譲渡する場合(保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合は、事前のご連絡が必要です。)
 - 建物または屋外設備装置の増築、改築等によって保険の対象の価額が増加または減少した場合
 - 事故が発生した場合

必ずご確認ください。



9 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ*各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新、維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

10 Web約款について

「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「Web約款(弊社ホームページでご覧いただく方法)」か「冊子での送付」かをご選択ください。Web約款を新規にご選択いただいた場合は、弊社より契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。

弊社は地球温暖化防止活動を推進しています。



11 満期返りい金・契約者配当金・解約返りい金



●満期返りい金、契約者配当金はありません。

●解約返りい金は解約時にお支払いできる場合があります。

12 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- ご契約手続きから1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接連絡されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 損害保険会社等の間では、保険金のお支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。
- 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券を質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券(本紙)を送付いたしますので、ご了承ください。
- この保険契約においては保険期間中の以下の契約内容は変更できません。変更をご希望の場合は中途更新(保険契約が解除された日を始期日として、弊社と保険契約を締結することをいいます。)をしていただきます。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
- 他の敷地内の建物への動産の移転
- 建物の買替

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は
お客様相談センターにて承ります。

社団法人 日本損害保険協会

保険会社との間で問題を解決できない場合は、
「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。
また、斡旋・調停を行う機関をご紹介します。

0120-071-281

受付時間：平日午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

0120-107-808

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。
受付時間：平日午前9時～午後6時(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

【3】ご契約後にご注意いただきたいこと

1 クーリングオフについて(クーリングオフ説明書)

注意
喚起情報

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ^①を行うことはできませんので、ご注意ください。

*1 クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

2 解約されるとき(解約と解約返れい金)

注意
喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までお申出ください。

- ご契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります(取り壊し、譲渡、売却による解約を含みます。)。
- 保険料の払込方法が口座振替またはクレジットカードによる分割払の場合、解約された月の翌月以降も引落しが発生することがありますのでご注意ください。

3 事故が起こったとき

事故が発生した場合には、ただちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約(オプション)をご契約の場合、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談代行サービス」は行いません。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類の他

建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者(補償を受けられる方)または保険の対象であることを確認するための書類

他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類をご提出いただく場合があります。

●保険金請求権は、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額の100%となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、100%とならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

●損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、P.7【1】の「●損害に伴う様々な費用補償」をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意
喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^②」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^③まで補償されます。

*2 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。

*3 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

また、詳しい補償内容についてはP.41～の「III. 企業総合保険の約款」に記載していますので、ご確認ください。

2 休業補償条項

【1】商品内容

〈マークのご説明〉

契約
概要

ご契約いただく保険の内容を理解していただくために必要な情報です。

お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

1 商品のしくみ

契約
概要

企業総合保険(休業補償条項)は

火災をはじめとする様々な偶然な事故によって保険の対象に損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた利益の損失、営業継続費用、家賃の損失等に対して保険金をお支払いします。

契約の形態は補償する内容により以下の2通りとなり、いずれかを選択していただきます。

補償の種類	補償内容	ご契約の形態	マーク ^④
休業の補償	火災等の事故によって店舗や工場を休まなければならなくなった場合に復旧までの休業中の粗利益 ^⑤ の損失を補償します。	企業総合保険(休業補償条項)	休業
家賃の補償	火災等の事故によって貸家や貸アパート、貸し店舗等が損害を受けた場合に復旧までの家賃に生じた損失を補償します。	企業総合保険(休業補償条項) +家賃補償特約	家賃

*1 以降の説明で、休業の補償に関するもの、家賃の補償に関するものをこれらのマークでそれぞれ表示します。

*2 保険証券記載の保険金支払対象期間の範囲内となります。詳細はP.18【1】の「●お支払いする保険金」の*4*5*7をご参照ください。

*3 粗利益についてはP.23【2】の「保険金額の設定等」をご参照ください。

2 保険金をお支払いする主な場合

契約
概要

●損害保険金のお支払対象となる事故

○:補償します X:補償しません

以下の事故によって保険の対象に損害が生じた結果発生する
休業による利益の損失、家賃の損失を補償します。

ご契約の対象^④

休業	休業補償	家賃 補償
スタンダード	オールリスク	家賃 補償
占有 物件	○	○
隣接 物件	○	○
ユーティリティ 設備	○	○
占有 物件	○	○
隣接 物件	○	○
ユーティリティ 設備	○	○

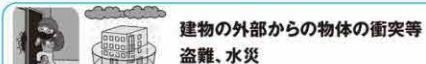


火災、落雷、破裂・爆発
風災、雷災、雪災

給排水設備事故の水濡れ等^⑤

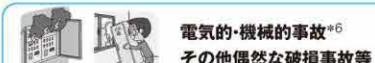
騒擾、労働争議等

車両・航空機の衝突等



建物の外部からの物体の衝突等

盜難、水災



電気的・機械的事故^⑥

その他偶然な破損事故等



食中毒^⑦

*4 詳細はP.19「保険の対象について」をご参照ください。

*5 給排水設備に起きた事故や他人の占有する戸室で起きた事故に伴う漏水、放水による水濡れ等をいいます。

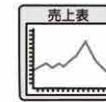
*6 保険の対象である建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等に生じた損害により生じた損失を補償します。

*7 占有物件における食中毒の発生や、占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生等をいいます。

●お支払いする保険金

休業

$$\text{支払保険金}^{\ast 1} = \frac{\text{売上減少高}}{\text{標準売上高}^{\ast 3}} \times \text{休業日数}^{\ast 4}$$



*1 保険金支払対象期間^{＊5}内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から保険金支払対象期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度として保険金をお支払いします。なお、支払限度率は以下のとおりになります。

支払限度率 = 最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額 × 1.1
最近の会計年度(1か年間)の売上高

*2 保険金はあたる粗利益を基準に設定していただけます。詳細はP.23「[2] 保険金額の設定等」をご参照ください。

*3 標準売上高とは事故発生前12か月のうち保険金支払対象期間にあたる期間の売上高をいいます。

*4 休業日数には定休日を含みず、一部休業であつた日数も休業日数とみなします。また保険証券記載の保険金支払対象期間^{＊5}が限度となります。

*5 ご契約時に1か月、3か月、6か月、12か月のいずれかから選択していただけます。

休業日数には風災、震災、雪災、水災、電気的・機械的事故、その他偶然な破損事故等及びユーティリティ設備に生じた事故の場合には事故の発生日を含めません。また、食中毒の場合の休業日数は行政機関による処置が解除された日までの期間で30日間が限度となります。

家賃

$$\text{支払保険金}^{\ast 6} = \text{保険金支払対象期間内}^{\ast 7} \text{に生じた家賃の損失の額}$$



*6 保険価額^{＊8}を限度とします。また、保険金額^{＊9}が保険価額を下回る場合の支払保険金は以下のとおりになります。

支払保険金 = 保険金支払対象期間内^{＊8}に生じた家賃の損失の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$

*7 ご契約時に3か月、6か月、12か月のいずれかから選択していただけます。

*8 保険価額とは損害が生じたときの家賃月額に保険証券記載の保険金支払対象月数を乗じた額をいいます。

*9 保険金額は保険の対象の家賃月額に保険証券記載の保険金支払対象月数を乗じた額を基準に設定していただけます。詳細はP.23「[2] 保険金額の設定等」をご参照ください。

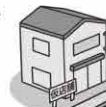
●損害に伴う様々な費用補償

休業

営業継続費用保険金

損害保険金のお支払いの対象となる事故によって生じた営業を継続するための費用として、以下のような営業継続費用保険金をお支払いします。
(保険期間を通じて、保険金額の30倍を限度に実費をお支払いします。)

- 工場や事務所、店舗等の借入費用、代替機械の借入費用
- 復旧を急ぐための突貫工事等割増費用
- 事故により必要となった、通常の残業を超える残業手当、休日出勤手当
- 事故により必要となった、商品仕入、材料仕入等の通常の仕入価格を超える額等



休業

家賃

損害拡大防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故による、損害の発生および拡大の防止のために支出した消火薬剤の再取得費用等の必要または有益な費用をお支払いします(実費をお支払いします)。



休業

家賃

請求権の保全・行使手続費用保険金

損害保険金をお支払いできる事故、損害または損失が発生した場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします(実費をお支払いします)。



3 主な特約とその概要

契約概要

P.17「①商品のしくみ」に記載のとおり、企業総合保険(休業補償条項)では、家賃補償特約をセットしてご契約いただい場合には、家賃に生じた損失を補償します(この場合、休業の補償はされません。)

4 保険の対象について

休業

専用店舗、併用住宅(住居と店舗・事務所等の両方の用途に用いられている建物)、工場、倉庫のいずれも対象としてご契約いただくことができます(ただし、仮設興行場、一時的に設置された海水浴場施設、博覧会・見本市、動植物を育成する施設はこの保険ではお受けできません。)

この保険の対象の範囲は、占有物件、隣接物件、ユーティリティ設備となります。

保険の対象の範囲	  	占有物件	ア. 被保険者が全部または一部を占有する保険証券記載の建物 ^{＊1} または構築物のうち被保険者が占有する部分 イ. ア.が所在する敷地内にある、被保険者が占有する物
		隣接物件	ア. 被保険者が一部を占有する保険証券記載の建物 ^{＊1} または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア.および上記占有物件のア.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物 ^{＊1} もしくは構築物 ウ. ア.および占有物件のア.へ通じる袋小路およびそれに面する建物 ^{＊1} または構築物
		ユーティリティ設備	上記占有物件のア.および隣接物件のア.と配管または配線により接続している以下の事業者が占有する電気・ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で以下の事業者が占有するもの A. 電気事業法に定める電気事業者 B. ガス事業法に定めるガス事業者 C. 热供給事業法に定める熱供給事業者 D. 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 E. 電気通信事業法に定める電気通信事業者
保険の対象とできないもの			●自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます)、船舶、航空機その他これらに類する物(なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。) ●通貨等 ^{＊2} 、預貯金証書その他これらに類する物 ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ●棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置 ●仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設物およびこれに収容されている設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材 ●植物、動物等の生物(植物、動物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。) ●法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物 ●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

家賃

賃貸借契約に基づいて賃借されている建物^{＊1}であれば、専用住宅、併用住宅、専用店舗、工場、倉庫のいずれも対象となります。^{＊3}
なお、一部の戸室のみを選択してご契約はできません。

*1 建物が保険の対象である場合は以下の物のうち被保険者の占有するものは保険の対象である建物に含まれます。

- 屋、建具その他これらに類する物
- 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消防、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- 保険の対象である建物に付属する門、塀または垣、物置、車庫その他他の付属建物
- 保険の対象である建物の基礎

*2 通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。

*3 建物の全居室数に対する割を超える空室がある場合は保険の対象とすることができません。また、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物で建物に付属するものは、保険の対象に含まれません。

5 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)について

契約概要

注意 契約概要

休業

家賃

保険期間は1年から5年までの整数年で設定していただけます。なお、弊社の保険責任は始期日の午後4時に開始します(申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。)

6 保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損失に対しては保険金をお支払いできません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は企業総合保険普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

休業

＜すべての事故に共通の事由＞

- (1)保険契約者、被保険者、またはそれらの代理人、同居の親族の故意、重大な過失、法令違反による損失
- (2)被保険者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意、重大な過失、法令違反による損失
- (3)以下の事由に起因して保険の対象に損害が生じたことにより生じた損失
 - (ア)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込み、漏入
 - (イ)被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為
 - (ウ)火災等の事故の際の粉失、盗難
 - (エ)冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化
 - (オ)自動販売機、駐車券発行機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械やこれらに収容される通貨または動産の盗難
 - (カ)掘削機械の盗難
- (4)1時間以内の電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失
- (5)万引き等によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失
- (6)商品・製品等である植物、動物に生じた枯死、死亡以外の損害によって生じた損失
- (7)法令等の規制によって生じた損失(ただし、食中毒の疑いがある場合における行政機関による営業の禁止、停止その他の処置による損失は除きます。)
- (8)保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
- (9)ユーティリティ設備に生じた以下の事由によって生じた損失
 - (ア)ユーティリティ設備の能力を超える利用、他の使用者による優先
 - (イ)賃貸借契約等の契約または各種の免許の失效、解除または中断
 - (ウ)脅迫行為
 - (エ)水源の汚染、渴水、または水不足
- (10)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等によって生じた損失
- (11)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損失
- (12)核燃料物質等の汚染によって生じた損失



契約
概要
注
意
事項

【2】ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
申込書記載の内容と照らし合わせてご確認ください。
ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。
※ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

1 被保険者(補償を受けられる方)

休業

被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象に生じた損害によって営業が休止または阻害された場合に保険金をお受取りいただける方で、保険証券に記載された方をいいます。

家賃

被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象に生じた損害によって家賃に損失を被った場合に保険金をお受取りいただける方で、保険証券に記載された方をいいます。

2 保険の対象の所在地・職作業・構造級別

①保険の対象の所在地について

休業

保険の対象となる、職作業を行っている建物または構築物の所在地をいいます。

家賃

保険の対象となる、賃貸借契約に基づき賃貸される建物の所在地をいいます。

②職作業について

休業

建物内または構築物内で行われている職作業をいいます。なお、建物内(敷地内)で行われている職作業が複数にわたる場合は、専有・占有面積の最も大きい職作業にて判定します。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

③構造級別について

休業

建物の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。「構造級別判定フローチャート」にしたがってご確認ください。

*建物の柱が複数の異なる種類の材質で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

家賃

- (1)保険契約者、被保険者、またはそれらの代理人、同居の親族の故意、重大な過失、法令違反による損失
- (2)被保険者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意、重大な過失、法令違反による損失
- (3)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込み、漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
- (4)被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為によって生じた損失
- (5)法令等の規制によって生じた損失
- (6)保険の対象の復旧または保険の対象の賃貸の継続に対する妨害によって生じた損失
- (7)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等によって生じた損失
- (8)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損失
- (9)核燃料物質等の汚染によって生じた損失

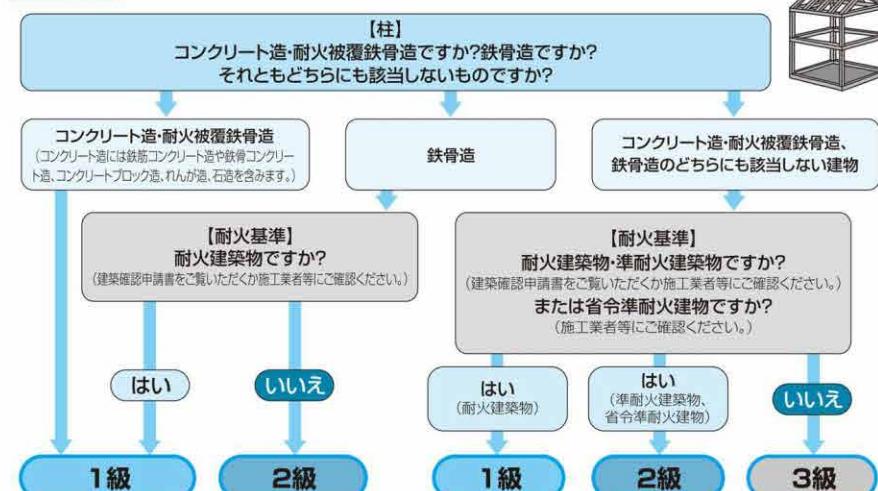


〈建物の構造級別判定フローチャート〉

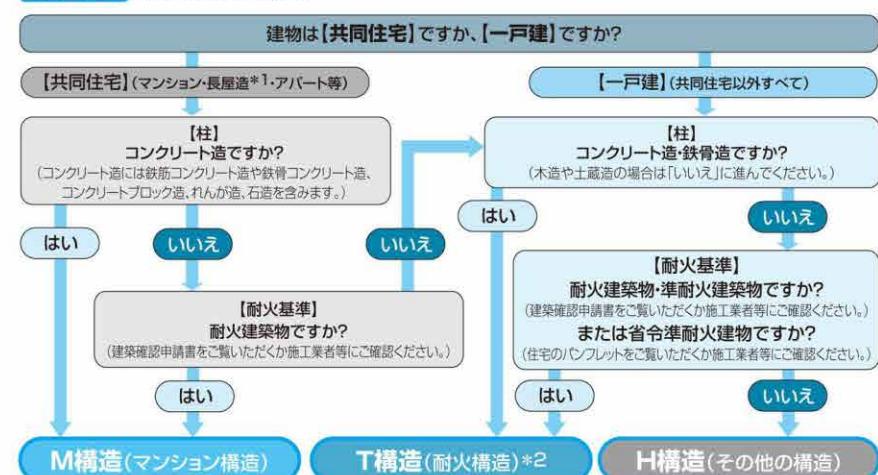
●以下のフローにしたがって、保険の対象となる建物の構造級別を判定します。

休業	家賃	専用店舗、工場、倉庫等の建物	フロー図 1 をご参照ください。
休業	家賃	併用住宅	フロー図 2 をご参照ください。
家賃		専用住宅	フロー図 2 をご参照ください。

フロー図 1 専用店舗、工場、倉庫等の建物



フロー図 2 専用住宅、併用住宅



*1 長屋造にはテラスハウスを含みます。

*2 ①休業のみ、T構造(耐火構造)*2のうち耐火建築物またはコンクリート造の建物については、他のT構造(耐火構造)建物の場合と比べて保険料が安くなります。

3 保険金額の設定等

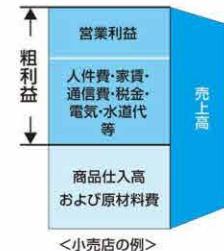
保険金額は以下のとおり設定していただきます。

① 休業

休業補償条項の保険金額は1日あたりの粗利益額を基準に、200万円を限度として設定していただきます。

粗利益とは・・・

売上高から商品仕入高および原材料費(期首棚卸高を加え期末棚卸高を差し引きます。)を差し引いた額をいいます。



保険金額の算出方法

例>小売店の場合

(直近の売上高 1億円 商品仕入高 4,000万円 原材料費 1,000万円
年間営業日数 300日の場合)

$$\text{年間粗利益} = \text{売上高} - (\text{商品仕入高} + \text{原材料費}) \\ 5,000\text{万円} = 1\text{億円} - (4,000\text{万円} + 1,000\text{万円})$$

$$\text{1日当たりの粗利益額} = \frac{\text{年間粗利益}}{\text{年間営業日数}} \\ 166,666\text{円} \approx 5,000\text{万円} \div 300\text{日}$$

こちらを基準に1万円単位で保険金額を設定します。

② 家賃

家賃補償特約の保険金額は保険の対象の家賃月額を基準に以下の計算によって設定していただきます。

保険金額の算出方法

$$\text{保険金額} = \text{保険の対象の家賃*月額} \times \text{保険証券記載の保険金支払対象期間月数} \\ (3, 6, 12か月のいずれかから選択していただきます。)$$

*家賃とは建物の賃借料(保険の対象が共同住宅または長屋造建物である場合は、戸室の賃貸料を保険の対象である建物ごとに合計した額とします。)で、次のいずれかの使用料金、一時金および賃料を含まないものをいいます。また賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる場合にはその賃借料は家賃に含まれます。

ア、水道、ガス、電気、電話等の使用料金
イ、権利金、礼金、敷金、その他の一時金
ウ、賃料

4 保険料の払込方法等

●保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、次のいずれかから選択してください。
なお、始期日以降は、払込方法の変更はできません。

保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地、構造等によって決定されます。

契約概要
注記
発送情報



払込方法	保険期間	
	1年	2年～5年
金融機関での口座振替 ^①	一時払	○ ○
	分割払 ^② (月払)	○ ×
クレジットカード	一時払	○ ×
	分割払 ^② (月払)	○ ×
コンビニエンスストア・郵便局での払込取扱票	一時払	○ ○
請求書(銀行等での振込み)	一時払	○ ○

*1 保険料は始期日の属する月の翌月から請求します。

●払込日に保険料の振替ができる場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

●当社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

*2 月払の場合には、5%の割増があります。

*上記により払込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

●保険料の払込みが遅れたとき(払込猶予期間)●

保険料は保険証券に記載の払込期日^③までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の属する月の翌月末^④、クレジットカード払、払込取扱票、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合があります。

*3 保険料を払込みいただく期日のことで保険証券に記載しています。初回保険料の払込期日は以下のとおり払込方法によって異なります。

●口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日

●クレジットカード、払込取扱票、請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末

*4 ご契約者の故意・重大過失がない場合に限ります。

5 他の現存契約がある場合

他の現存契約とは、この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の現存契約がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお受けができない場合があります。他の現存契約の有無、他の現存契約がある場合の引受保険会社等については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

6 補償プランのご確認

ご契約される「補償プラン」について、申込書に記載されている内容をご確認ください。

「保険の対象とするもの」、「保険期間」、「保険金額」、「補償内容」、「特約」等につきましては、申込書の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりの内容になっているかご確認ください。

7 保険金をお支払いできない主な場合

P.20の【1】保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

! お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は企業総合保険普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

8 告知義務、通知義務等

申込書に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります)。
通知義務	申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

以下の場合、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

●事業の全部または一部を譲渡した場合

なお、通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にも遅滞なく代理店または弊社までご連絡ください。

●ご契約者の住所等を変更した場合

●建物の構造または用途を変更した場合

●事故が発生した場合

必ずご確認ください。



9 個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ^⑤各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したもの)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なうことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新、維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火灾海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp>)をご参照ください。

体験補償条項

注意
契約情報

10 Web約款について

「ご契約のしおり（約款）」の提供方法について、「Web約款（弊社ホームページでご覧いただけます）」か「冊子での送付」をご選択ください。Web約款を新規にご選択いただいた場合は、弊社よりご契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄附させていただきます。

弊社は地球温暖化防止活動を推進しています。



契約
概要

11 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

- 満期返れい金、契約者配当金はありません。
- 解約返れい金は解約時にお支払いできる場合があります。

12 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- ご契約手続きから1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受け割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 損害保険会社等の間では、保険金のお支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。
- 質権を設定される場合は、段階のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券を質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付いたしますので、ご了承ください。
- この保険契約においては保険期間中の以下の契約内容は変更できません。変更をご希望の場合は中途変更（保険契約が解除された日を始期日として、弊社と保険契約を締結することをいいます。）をしていただきます。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
- ・保険金額の変更（増額および減額）
- ・補償内容、保険金支払対象期間の変更
- ・ご契約の対象の用途・構造の変更
- ・建物の買替

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は
お客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間：平 日 午前9時～午後8時

土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

社団法人日本損害保険協会

保険会社との間で問題を解決できない場合は、
「そんかいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。
また、斡旋・調停を行う機関をご紹介します。

0120-107-808

携帯電話/自動車電話/PHS/衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時～午後6時（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

【3】ご契約後にご注意いただきたいこと

1 クーリングオフについて（クーリングオフ説明書）

注意
契約情報

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ^①を行うことはできませんので、ご注意ください。

*1 クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

2 解約されるとき（解約と解約返れい金）

注意
契約情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までお申出ください。

- ご契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が口座振替またはクレジットカードによる分割払の場合、解約された月の翌月以降も引落しが発生することがありますのでご注意ください。

3 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、ただちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類の他、被災された企業の会社案内や有価証券報告書、事故の発生した敷地内の見取図、営業継続費用を証明する書類等をご提出いただく場合があります。
- 保険金請求権は、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- この保険契約は、お客様が事業を廃止したときに終了します。
- 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、P.18【1】②の「●損害に伴う様々な費用補償」をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意
契約情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^②」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^③まで補償されます。

*2 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が縮小した契約に限る）が対象です。

*3 破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

また、詳しい補償内容についてはP.41～の「Ⅲ.企業総合保険の約款」に記載していますので、ご確認ください。

体験情報
条項

II.ご契約の手引き

(ご契約後にご留意いただきたいこと)

保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

1 保険証券の見方

保険証券の表示内容をご確認ください。

万が一お申込み内容と相違がございましたら、ただちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

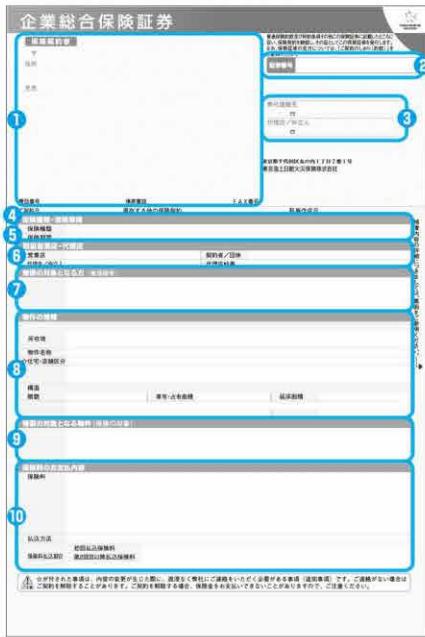
*保険証券等の漢字表記については、旧字体で表示できない場合、新字体で表示しております。誠に恐れ入りますが、旧字体への修正はいたしかねますので、ご了承ください。

1 保険証券の表示内容（財産補償条項）

【保険証券表面】		【保険証券裏面】	
企業総合保険証券 		被保険者内容 	
① 保険契約者 ご契約者の住所・氏名等を表示しています。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。 変更がありましたらご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。 保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。		② 証券番号 ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。	
③ お問い合わせ先 ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。		④ 保険種類 この保険契約の保険種類を表示しています。	
⑤ 保険期間 補償の対象となる期間を表示しています。 <small>*弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書にこれと異なる時刻が表示されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。)に始まり、満期日の午後4時に終ります。</small>		⑥ 取扱営業店・代理店 ご契約を担当させていただく弊社営業店や代理店を表示しています。 <small>*団体等を通してご契約いただいている際には、ご所属されている団体名も表示しています。</small>	
		⑦ 補償の対象となる方(被保険者) 補償を受けられる方のお名前を表示しています。 <small>財産補償条項においては、保険の対象を所有している方で、保険証券に表示された方が被保険者となります。借家人賠償責任補償特約をご契約されている場合は、借用戸室を賃借している方で、保険証券に借家人賠償の被保険者と表示された方が被保険者となります。</small>	
		⑧ 物件の情報 保険の対象(または保険の対象を収容する建物)の所在地、構造等の詳細を表示しています。 ☆が付されている項目(通知事項)に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。	
		⑨ 補償の対象となる物件(保険の対象) お客様のご契約における保険の対象を表示しています。	
		⑩ 保険料のお支払内容 保険料とその払込方法や払込期日を表示しています。保険料を分割して払込みいただく場合は、1回分の保険料、2回目以降の払込期日も表示しています。 <small>*払込方法が一時払の場合には、「第2回目以降の払込期日」はランクとなります。</small>	
		⑪ 保険金額 保険の対象ごとの保険金額、保険価額および約定付保割合 ^{※1} を表示しています。建物、建物内設備・什器等、屋外設備装置、建物外設備・什器等が保険の対象となる場合は、評価基準 ^{※2} も表示しています。 <small>*1 実損拝方式を選択いただいた場合に、保険金額の設定に際して保険価額に乘じる係数をいいます。約定付保割合は、30%から100%までの10%刻みで設定します。 *2 保険価額を評価する際の基準をいいます。「再取得価額」または「時価」のいずれかを表示しています。</small>	
		⑫ 保険金支払方式等 保険金支払方式、保険の対象の評価方法等を表示しています。	
		⑬ 財産条項「補償の内容」 この保険契約で補償の対象となる事故や事故の際にご負担いただく金額(免責金額)を表示しています。○が付されている事故が補償の対象となりますが、事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、約款にてご確認ください。	
		⑭ 特約等 ご契約されている特約等を表示しています。 <small>*保険証券上の特約名称は、約款での正式名称と異なる場合があります。各特約名称の表示に関してはP.46をご参照ください。</small>	
		⑮ その他の条件 保険金のお支払いに関する個別の条件等を表示しています。高額貴金属等や通貨等の限度額は、この欄に表示しています。	
【明細書が添付されている場合】 1 契約で建物等、屋外設備装置、建物外設備・什器等、建物外商品・製品等の複数の保険の対象をご契約等の場合、「企業総合保険証券」に「企業総合保険明細書」が添付されています。また、地震危険補償特約をご契約されている場合には「企業総合保険証券添付別紙【地震危険補償特約】」が添付されています。 (1)「企業総合保険証券」(1枚目) <small>「①保険契約者」「②証券番号」「③お問い合わせ先」「④保険種類」「⑤保険期間」「⑥取扱営業店・代理店」および「⑦保険料のお支払内容」等、ご契約全体に関わる事項を表示しています(保険料欄には各明細書の合計金額を表示しています。)</small> (2)「企業総合保険明細書」(2枚目以降) <small>「⑦補償の対象となる方(被保険者)」「⑧物件の情報」「⑨補償の対象となる物件(保険の対象)」「⑩保険金額」「⑪保険金支払方式等」「⑫財産条項「補償の内容」」等、各明細書ごとのご契約内容を表示しています(保険料欄には明細ごとの保険料を表示しています。)</small> (3)「企業総合保険証券添付別紙【地震危険補償特約】」 <small>地震危険補償特約をご契約されている場合、保険金支払方式・リスク状況・保険金額等のご契約内容を表示しています(保険料欄には地震危険補償特約の保険料を表示しています。)</small>			

2 保険証券の表示内容(休業補償条項)

【保険証券表面】



【保険証券裏面】



①保険契約者

ご契約者の住所・氏名等を表示しています。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたらご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

②証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

③お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

④保険種類

この保険契約の保険種類を表示しています。

⑤保険期間

補償の対象となる期間を表示しています。

※弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後4時(ご契約者からの申出により、申込書にこれと異なる時刻が表示されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。)に始まり、満期日の午後4時に終ります。

⑥取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただく弊社営業店や代理店を表示しています。

※団体等を通してご契約いただいている際には、ご所属されている団体名も表示しています。

⑦補償の対象となる方(被保険者)

補償を受けられる方のお名前を表示しています。

休業補償条項においては、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る方で、保険証券に表示された方が被保険者となります。

家賃補償特約においては、保険の対象について生じた損害によって家賃に損失を被る方で、保険証券に表示された方が被保険者となります。

⑧物件の情報

保険の対象の所在地、建物の構造等の詳細を表示しています。家賃補償特約においては、戸室数等も表示されます。
☆が付されている項目(通知事項)に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

⑨補償の対象となる物件(保険の対象)

お客様のご契約における保険の対象を表示しています。

⑩保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日を表示しています。保険料を分割して払込みいただく場合は、1回分の保険料、2回目以降の払込期日も表示しています。

※払込方法が一時払の場合には、「第2回目以降の払込期日」はブランクとなります。

⑪保険金額

休業補償条項においては、1日あたりの粗利益額を基準に設定していただいた額を表示しています。家賃補償特約においては、家賃月額等を基準に設定していただいた額を表示しています。

⑫保険金支払対象期間

保険金支払の対象となる期間の上限として選択いただいた期間を表示しています。

⑬休業条項「補償の内容」

この保険契約で補償の対象となる事故を表示しています。○が付されている事故が補償の対象となります。事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、約款にてご確認ください。

⑭特約等

ご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、約款での正式名称と異なる場合があります。各特約名称の表示に関してはP.46をご参照ください。

2 事故が起きた場合の留意点

1 罹災後の対応(主なもの)(財産補償条項・休業補償条項共通)

火災



消防署へ連絡
・出火届出→(*1)



消防署の現場調査・
事情聴取への協力



消防署へ罹災申告書類の提出・
罹災證明書の取付



近隣へのお詫び・
お見舞いへの対応

盗難



警察へ連絡
・盗難届出→(*1)

事故共通



損害拡大の防止



現場の保存



ご契約の代理店または弊社へ連絡→(*2)



修理着工の事前承認

破損



破損物の保管



損害状況・原因調査への協力



後片付け



電力会社、電話会社、ガス会社、水道局へ連絡



修理、再築の手配



お詫び
ケガ人の救護を第一に
お願いいたします。

(*1)公的機関へご連絡ください

[消防署へ連絡]

消防・救急 119番

落ち着いて、火災現場の住所、状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

またとえボヤ程度の出火や、初期消火で消し止めた火でも、火災を起こした場合、消防署に知らせることが法律で義務付けられています。

●どこで? ●どんな事故? ●ケガ人の状況は?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

[警察署へ連絡]

警察 110番

盗難があった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況等を伝え、盗難の届出を行ってください。

●いつ? ●どこで? ●なにを? ●どのような状況か?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

(*2)東京海上日動へご連絡ください

[ご契約の代理店または弊社へ連絡]

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番(事故受付センター)

電話番号 119番 110番
0120-119-110
受付時間: 24時間・365日

お電話のほかインターネット(東京海上日動ホームページご参照)からのご連絡も受け付けてあります。
※耳や言葉の不自由なお客様はファックス(最終貢
ご参照)からのご連絡も受け付けてあります。

※ご連絡をいただく際には必ず保険証券をお手元にご用意ください。

その他

[焼け跡の後片付け]

消防署および保険会社の現場調査が終わったら、焼け跡の後片付けに入ります。

焼け残った廃材や壁土等は指定された場所以外に捨てる事はできません。まず、地元の市町村の清掃局へ相談しましょう。

●企業総合保険では保険の対象の後片付けにかかる費用に対して、「残存物取扱費用保険金」をお支払いできる場合がございますので、詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

[近隣世帯へのお詫び]

●立て看板などで近隣へ謝意の表示をしましょう。
隣家へ類焼させた場合はもとより、ご自分の店舗等だけで火災がおさまっても、近隣には何かとご迷惑をかけているものです。

看板等に謝意の文面を書きお詫びしましょう。
落ち着かれたら正式にお詫びに行かれるのがよいでしょう。

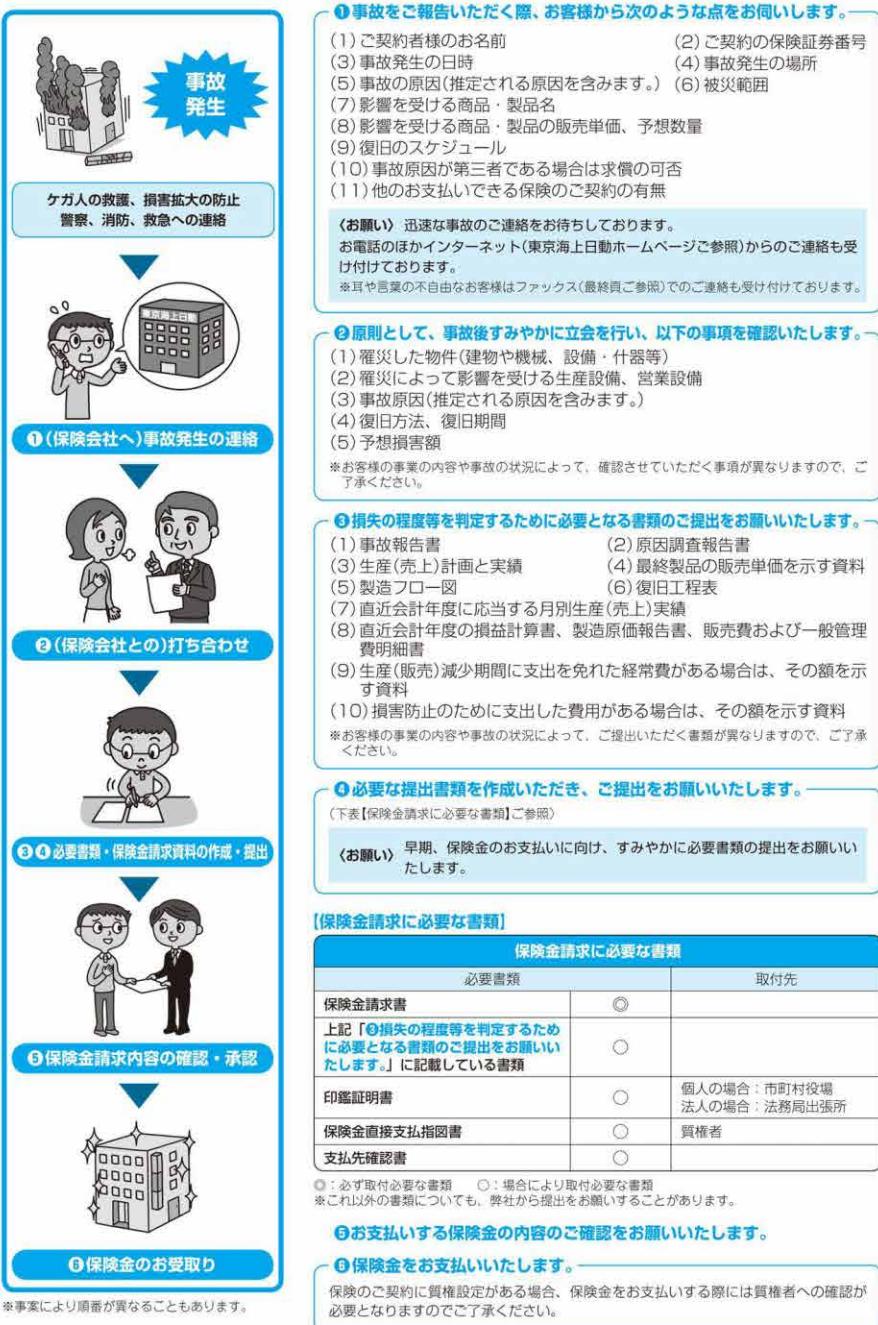
[近隣への見舞金について]

企業総合保険では類焼させた世帯ごとに「失火見舞費用保険金」をお支払いできる場合がございますので、詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

2 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(財産補償条項)



3 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(休業補償条項)



3 お支払いする保険金の概要一覧

企業総合保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下のとおりです。

なお、ご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額や条件等の詳細につきましては、ご契約の代理店または弊社にお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。

*被保険者の範囲や保険金をお支払いする保険の対象の範囲については、各約款にてご確認ください。

1 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金(財産補償条項)

財産補償条項または休業補償条項をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等	保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いできない場合 については各約款にてご確認ください。)
企業総合保険 普通保険約款（財産補償条項）（P.54～P.64）		
損害 保険金	【財産条項「補償 の内容」欄に「○」 が表示されている 事故が対象です。】	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって損害が生じた場合にお支払いします。 風災、雷災または雪災 給排水設備事故の水漏れ等 騒擾または労働争議等 車両または航空機の衝突等 建物の外部からの物体の衝突等 盗難 水災 電気的または機械的事故 その他偶然な破損事故等
		火災、落雷または破裂もしくは爆発によって損害が生じた場合にお支払いします。 風災、雷災または雪災によって損害が生じた場合にお支払いします。 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等によって損害が生じた場合にお支払いします。 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害が生じた場合にお支払いします。 車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって損害が生じた場合にお支払いします。 建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって損害が生じた場合にお支払いします。 盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が生じた場合にお支払いします。 水災によって損害が生じた場合にお支払いします。浸水条件有型実損拠方式を選択された場合は、損害の程度や浸水の様態によってお支払いの可否を判定します。 電気的または機械的事故によって、損害が生じた場合にお支払いします。 上記以外の不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合にお支払いします。
		損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対してお支払いします。 保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益ない以下の費用に対してお支払いします。 ①損害原因調査費用 ②損害範囲確定費用 ③試運転費用 ④仮修理費用 ⑤仮設物設置費用 ⑥残業勤務・深夜勤務などの費用 ⑦賃借費用
		保険契約者または被保険者が、事故による損害の発生および拡大の防止のために必要な有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対してお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用 権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、お支払いします。 火災、破裂または爆発により第三者の所有物に損害が生じた場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、お支払いします。 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物が半焼以上の損害を受けたとき等に臨時に生じる費用に対して、お支払いします。
		※残存物取片づけ費用保険金、修理付帯費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金について、特約をご契約いただくことにより、お支払いの対象から除外されている場合があります。ご契約の内容をご確認ください。
		保険証券上の表示はありません。

2 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金(休業補償条項)

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等	保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いできない場合 については各約款にてご確認ください。)
企業総合保険 普通保険約款（休業補償条項）（P.65～P.73）		
損害 保険金	【休業条項「補償 の内容」欄に「○」 が表示されている 事故が対象です。】	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 風災、雷災または雪災によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 水災によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 電気的または機械的事故によって、損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 ※ユーティリティ設備に発生した事故によって営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。
		上記以外の不測かつ突発的な事故によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 ※隣接物件、ユーティリティ設備に発生した事故によって営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。
		この保険契約で補償される事故が発生した場合に、標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用に対して、お支払いします。ただし、その期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。
		保険契約者または被保険者が、事故による損害の発生および拡大の防止のために必要な有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対してお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用 権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、お支払いします。
		※隣接物件、ユーティリティ設備に発生した事故によって営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。
		請求権の保全・行使手続費用保険金
		この保険契約で補償される事故が発生した場合に、標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用に対して、お支払いします。ただし、その期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。
		保険証券上の表示はありません。
		この保険契約で補償される事故が発生した場合に、標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用に対して、お支払いします。ただし、その期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。
		請求権の保全・行使手続費用保険金

3 特約に基づいてお支払いする保険金(財産補償条項)

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等	保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いできない場合 については各約款にてご確認ください。)
借家人賠償責任補償特約 (P.93~P.98)		
借家人賠償責任保険金	【特約等】欄 借家人賠償責任補 償特約	火災、破裂・爆発、盗難、給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水漏れ等の偶然な事故により借用戸室を損壊したことについて、借家人が貸主に法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して、お支払いします。
借家人修理費用保険金		火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、盗難、給排水設備事故の水漏れ等、借用戸室の外部からの物体の衝突、騒擾、労働争議等の事故により借用戸室に損害が生じた場合において、借家人が貸主との契約に基づき、自己の費用で修理したとき、その費用に対して、お支払いします。
請求権の保全・行使に要する費用		他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。
その他の費用		「示談交渉費用」、「協力義務費用」、「争訟費用」または「判決による遅延損害金」をお支払いできる場合があります。
地震危険補償特約 (支払限度額方式) (P.98~P.100)		
損害保険金	【特約等】欄 地震危険補償特約 保険証券添付別紙 [地震危険補償特 約]の[特約名称]	地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害、地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害、地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	【特約等】欄 地震危険補償特約 (支払限度額方式)	この特約にしたがい損害保険金が支払われる場合において、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対してお支払いします。
地震危険補償特約（縮小支払方式）(P.100~P.102)		
損害保険金	【特約等】欄 地震危険補償特約 保険証券添付別紙 [地震危険補償特 約]の[特約名称]	地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害、地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害、地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	【特約等】欄 地震危険補償特約 (縮小支払方式)	この特約にしたがい損害保険金が支払われる場合において、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対してお支払いします。
臨時費用補償特約 (P.102)		
臨時費用保険金	【特約等】欄 臨時費用補償特約	財産補償条項に基づいて損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、お支払いします。

4 特約に基づいてお支払いする保険金(休業補償条項)

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等	保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いできない場合 については各約款にてご確認ください。)
家賃補償特約 (P.103~P.106)		
損害保険金	【特約等】欄 家賃補償特約	火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備事故の水漏れ等、騒擾、労働争議等、車両・航空機の衝突等、建物の外部からの物体の衝突等、盗難、水災によって生じた損害により、家賃に生じた損失に対してお支払いします。
損害拡大防止費用保険金		保険契約者または被保険者が、事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対してお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用
請求権の保全・行使手続費用保険金		権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、お支払いします。

III.企業総合保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。
また、約款の見方や保険用語等についてご説明しております。
ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

2 約款のもくじ

1 企業総合保険 普通保険約款のもくじ

(1) 用語の説明

用語の定義	48
-------	----

約款で使用される主な用語の定義を規定しています。

(2) 基本的な補償

第1章 財産補償条項	54
------------	----

お客様の財産に生じる損害についての補償の内容を規定しています。

第1条 (この条項の補償内容)	54
第2条 (保険の対象)	56
第3条 (保険の対象の保険金額)	57
第4条 (被保険者)	57
第5条 (保険金をお支払いしない場合)	57
第6条 (保険金をお支払いしない場合ー電気的または機械的事故、その他偶然な破損事故等)	59
第7条 (支払保険金の計算)	60
第8条 (損害額の決定)	63
第9条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)	63
別表1	64

第2章 休業補償条項	65
------------	----

お客様の事業の休業に伴う損失についての補償の内容を規定しています。

第1条 (この条項の補償内容)	65
第2条 (保険の対象)	67
第3条 (被保険者)	68
第4条 (保険金をお支払いしない場合)	68
第5条 (保険金をお支払いしない場合ー電気的または機械的事故、その他偶然な破損事故等)	69
第6条 (保険金をお支払いしない場合ー食中毒)	71
第7条 (支払保険金の計算)	71
別表1	72
別表2	73

(3) ご契約の手続き、保険料の払込方法等のとりきめ

第3章 基本条項	74
----------	----

第1節 契約手続きおよび保険契約者等の義務

ご契約にあたって、正しく告知いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合にご通知いただく必要がある事項等について規定しています。

第1条 (告知義務)	74
第2条 (通知義務)	74
第3条 (保険契約者の住所等変更に関する通知義務)	74
第4条 (保険金額の調整)	74
第5条 (保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)	74

第2節 保険料の払込み

保険料の払込方法や払込期日、保険料の払込みが滞った場合のご契約の取扱い等について規定しています。

第1条 (保険料の払込方法等)	75
-----------------	----

第2条 (保険料の払込方法ー口座振替方式)	75
第3条 (保険料の払込方法ークレジットカード払方式)	76
第4条 (口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更)	77
第5条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)	77

第3節 事故発生時等の手続

事故が発生した場合の手続き、適正な手続きが行われなかった場合の取扱い等について規定しています。

第1条 (事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務)	77
第2条 (事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務違反)	78

第4節 保険金請求手続

保険金のご請求手続き、保険金のお支払いの方法等について規定しています。

第1条 (保険金の請求)	79
第2条 (保険金の支払)	80
第3条 (保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い)	80
第4条 (指定代理請求人)	80
第5条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)	81

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

ご契約が無効、失効となる場合、お客様がご契約を解除される場合、弊社がご契約を取消し、解除する場合の取扱い等について規定しています。

第1条 (保険契約の取消し)	81
第2条 (保険契約の無効または失効)	81
第3条 (告知義務違反による保険契約の解除)	81
第4条 (通知義務違反による保険契約の解除)	82
第5条 (重大事由による保険契約の解除)	82
第6条 (保険料不払による保険契約の解除)	83
第7条 (保険契約者による保険契約の解除)	83
第8条 (保険契約解除の効力)	83
第9条 (保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効)	84
第10条 (休業補償条項における通知義務の通知を行った場合の取扱い)	84

第6節 保険料の返還、追加または変更

保険料の返還、追加または変更を行う場合の取扱い等について規定しています。

第1条 (保険料の返還、追加または変更)	84
第2条 (追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)	85
第3条 (追加保険料の払込み等ークレジットカード払方式の場合の特則)	86
第4条 (保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)	87
第5条 (保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還)	87
第6条 (保険の対象の譲渡等による保険料の返還)	87

第7節 その他事項

保険責任の始期・終期、保険金をお支払いした場合の請求権代位等、第6節までに規定していない事項について規定しています。

第1条 (保険責任の始期および終期)	87
第2条 (代 位)	88
第3条 (保険契約者の変更)	88
第4条 (保険証券等の不発行の特則)	88
第5条 (時 効)	88
第6条 (保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用)	88
第7条 (残存物および盗難品の帰属ー財産補償条項)	88
第8条 (用語の適用等)	89

第9条（訴訟の提起）	89
第10条（準拠法）	89
別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額	89
付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料	90
付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料	90
付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料	91
付表3 短期料率	91
付表4 長期保険未経過料率	92

2 企業総合保険 特約のもくじ

企業総合保険の特約は、以下のとあります。

補償条項（財産補償条項または休業補償条項）により、ご契約いただける特約が異なりますので、ご注意ください。^{*1}

*1 補償条項ごとに、ご契約いただける特約については「○」、ご契約いただけない特約については「-」を記載しています。

特約名	記載 ページ	保険証券・申込書等における表示 ^{*2}	対象となる補償条項	
			財産補償条項	休業補償条項

補償の範囲を拡大・縮小する特約				
①借家人賠償責任補償特約	93~98	借家人賠償責任補償特約	<input type="radio"/>	-
②地震危険補償特約（支払限度額方式）	98~100	地震危険補償特約（支払限度額方式）	<input type="radio"/>	-
③地震危険補償特約（縮小支払方式）	100~102	地震危険補償特約（縮小支払方式）	<input type="radio"/>	-
④臨時費用補償特約	102	臨時費用補償特約	<input type="radio"/>	-
⑤水災縮小支払特約	103	水災縮小支払特約	<input type="radio"/>	-
⑥失火見舞費用不担保特約	103	失火見舞費用不担保特約	<input type="radio"/>	-
⑦地震火災費用不担保特約	103	地震火災費用不担保特約	<input type="radio"/>	-
⑧残存物取片づけ費用不担保特約	103	残存物取片づけ費用不担保特約	<input type="radio"/>	-
⑨修理付帯費用不担保特約	103	修理付帯費用不担保特約	<input type="radio"/>	-
⑩家賃補償特約	103~106	家賃補償特約	-	<input type="radio"/>

保険料の払込方法に関する特約				
⑪契約内容変更時の追加返還保険料 の当会社直接払込に関する特約 ^{*3}	106~107	契約変更追加保険料直接払込特約	<input type="radio"/>	-

契約の方式に関する特約				
⑫共同保険に関する特約	107	共同保険に関する特約	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑬団体扱・集団扱特約	107~110	団体扱・集団扱特約	<input type="radio"/>	-
⑭質権設定禁止に関する特約	110~111	質権設定禁止特約	<input type="radio"/>	-
⑮追加上乗せ方式特約	112	追加上乗せ方式特約	<input type="radio"/>	-
⑯代位求償権不行使特約（建物以外用）	112	求償権不行使特約（建物以外）	<input type="radio"/>	-
⑰代位求償権不行使特約（休業条項用）	112	求償権不行使特約（休業条項用）	-	<input type="radio"/>

*2 一部これと異なる表示を行う場合があります。

*3 「団体扱・集団扱特約」をご契約の場合で、弊社と集金者間で追加返還保険料の集金者経由でのお支払いとする約定が締結されていないときに、自動的にセットされる特約です。

企業総合保険 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

用語	定義	用語の定義 基本条項	財産補償条項	休業補償条項
ア アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。			○
粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費(*1)を差し引いた残高をいいます。 (*1) 商品仕入高および原材料費については、期首留高を加え、期末留高を差し引きます。	○		
売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残額をいいます。			○
売上高	記名被保険者が日本国内において販売した商品・製品等の対価の総額ならびに加工料収入および役務提供による営業収入の対価の総額	○		
営業継続費用	標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用(*1)をいい、同期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定する費用は追加費用(*1)に含まれません。 (1) 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出をする費用 (2) 休業補償条項第1条（この条項の補償内容） (1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた場合に、その保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、保険金支払対象期間を短縮するために保険金支払対象期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、追加費用に含めるものとします。 (3) 一時使用のために取得した物件の保険金支払対象期間終了時ににおける時価額に相当する部分 (*1) 追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。	○		○
屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固定されている設備、装置、機械等をいいます。	○	○	○
カ 仮工事の目的物	本工事の目的物に付随する仮工事の目的物をいいます。ただし、仮工事とは以下の(1)から(15)に掲げる工事をいいます。 (1) 支保工 (2) 型枠工 (3) 支持枠工 (4) 足場工 			

■備考

既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。	○		
休業日数	保険金支払対象期間内の休業日数(*1)をいい、一部休業(*2)であった日数も休業日数とみなします。 (*1) 休業日数には、定休日を含みません。 (*2) 一部休業には、営業施設が複数存在する場合における一部の営業施設のみの休業を含みます。		○	
掘削機械	ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローティングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホールエキスカベーター、タワーイキスカベーター、タワースクレーバー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*1)をいいます。 (*1) 機械には、機械に付属する部品を含みます。		○	○
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。			○
契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。	○		
原動機付自転車	125cc以下の総排気量を有する原動機を行い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす、および歩行補助車等以外のものをいいます。	○	○	○
高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。		○	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。	○	○	○
工事用仮設建物	工事を行うために工事現場において一時的に設置される現場事務所、宿舎、倉庫等の建物をいいます。ただし、工事期間外においても恒久的に使用される建物は含みません。	○	○	
工事用仮設物	本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。	○	○	
工場物件	次の(1)、(2)または(3)の工場敷地内(*1)に所在する物件をいいます。 (1) (2)および(3)以外のもので次の①、②または③のいずれかに該当する工業上の作業(*2、3)を行う工場 ① 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの ② 工業上の作業に使用する電力(*4)の合計が100kW以上の設備を有するもの ③ 作業人員(*5)が常時50人以上のもの (2) 热供給事業者が事業用として占有する熱発生所 (3) 次の①、②または③のいずれかに該当する電力施設 ① 電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 ② 自らの工業上の作業(*2、3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの ③ 自らの工業上の作業(*2、3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの		○	○

■備考

(*)工場敷地内とは、囲いの有無を問わず、工業上の作業(*2)を行ふ建物または屋外設備装置が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者は被保険者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

(**)工業上の作業とは次のものをいいます。

- 7. 製造または加工業
- イ. 機械、器具類の修理または改造作業
- ウ. 廃棄物の再資源化作業(*6)
- I. その他の作業
 - (ア) 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業
 - (イ) 熱供給事業法（昭和7年法律第88号）に規定する熱供給事業者（以下「熱供給事業者」といいます。）が事業用として占有する熱供給所において行う熱供給作業
 - (ウ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者（以下「電気事業者」といいます。）もしくは卸供給事業者（以下「卸供給事業者」といいます。）または鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（以下「鉄道事業者」といいます。）が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業
 - (エ) 電気事業者、卸供給事業者および鉄道事業者以外の者が、自らのア、イ、ウ、(ア)、(イ)または下記(オ)の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業
 - (オ) 上記(ア)～(エ)以外の作業のうち、次の作業
 - a. 動物のと畜または解体作業
 - b. 蚕種の製造作業
 - c. 農産物のうち、豆または種子を選別する作業
 - d. 洗たく業者が行う衣服その他の洗たく作業
 - e. ガス充てん業者が行うガスの充てん作業
 - f. 包装業者または包装業者が行う物品の荷造または包装作業
 - g. 石油精製工場敷地外に所在し石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調成および圧送作業
- (エ)3 工業上の作業には次の作業は含まれません。
- 7. 研究または実験のための作業
- イ. 学校または職業訓練所における教科のための作業
- ウ. 生物の飼育、養殖または栽培作業
- (エ)4 工業上の作業に使用する電力とは、動力用でなく熱源等に使用する電力、例えば、電気炉、電熱、電気溶接、めっき、電気分解等に使用する電力をいいます。
- (エ)5 作業人員の計算は次のとおりとします。

 - 7. 交替制（2交替、3交替）により作業を行う場合は、1労働日（24時間）を通過する最も多い時の人員によります。
 - イ. 季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限り、1年を通じ最も多い時の作業人員によります。

- (エ)6 廃棄物の再資源化事業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「廃棄物」および資源の有効な利用促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する「使用済物品等」ならびに「副産物」のうち有用なものを再生資源または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。なお、再生資源には、熱を得るために燃料を含みます。

■備考■		
告知事項	危険(*)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(**)をいいます。 (*1) 危険とは、損害または損失が発生する可能性をいいます。 (**2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。	○
枯死	鉢植および草花等においてはその植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹においては、枯れ枝が樹冠部の三分の二以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の三分の一以上の主幹が枯れた場合をいいます。	○ ○

サ	再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	○	○	
財物	財産の価値のある有体物(*1)をいいます。 (*)有形の存在を有する固体、液体および気体をいい、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。	○ ○ ○			
時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。	○ ○ ○			
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者は被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	○ ○ ○			
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。	○			
支払限度率	支払限度率=最近の会計年度（1か年間）の粗利益の額×1.1/最近の会計年度（1か年間）の売上高		○		
車両	自動車、原動機付自転車、軽車両(*1)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 (*)自転車および荷車その他もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつフレームによらず運転する車(*2)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助者等および身体障害者用の車いす以外のものをいいます。 (*2) そりおよび牛馬を含みます。		○ ○		
修理費	損害が生じた地および時ににおいて、損害が生じた物を事故発生の直前の状態(*)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*)構造、質、用途、規模、型、能力において事故発生の直前と同一の状態をいいます。		○		
乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。	○ ○			
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。	○ ○ ○			
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。	○			
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。	○			
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	○ ○			
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。	○ ○			
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。	○ ○ ○			
損害	偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 (1) ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらとの疑いがある場合	○ ○ ○			

■備考■		

	(2) 財産補償条項および休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 (3) 財産補償条項および休業補償条項第1条(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合			
タ 建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。	○	○	○
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払い責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。	○		
追加保険料	契約内容変更等時に当会社が追加して請求する保険料をいいます。	○		
通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。 (*1) 約束手形および替手形をいいます。	○	○	○
電気的または機械的事故	不測かつ突然的な外來の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。	○	○	○
電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。	○		
同居	同一家庭(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有しない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家庭とします。	○	○	○
盗難	強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。	○	○	○
ハ 被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。	○	○	○
標準売上高	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に応当する期間の売上高をいいます。	○		○
暴動	群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。	○	○	
保険価額	保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の再取得価額をいい、保険証券に時価額と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の時価額をいい、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合は、損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。ただし、商品・製品等の場合は、損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再作成または再取得するのに要する額(*1)をいいます。 (*1) 再作成または再取得するに要する額とは、再作成に要する金額がその保険の対象の損害が生じた地および時ににおける市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。	○	○	

■備考■

保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する損失および休業補償条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象ごとに、それぞれ休業補償条項別表2に記載する期間をいいます。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。	○	○
保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。	○	
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。	○	
マ 未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。	○	
無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。	○	
免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。	○	○
ヤ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。	○	○

■備考■

企業総合保険 普通保険約款

第1章 財産補償条項

第1条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(2)に規定する損害に対して、この条項および基本条項に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、下表の⑥から⑩の事故によって、建物内(*1)に収容されていない商品・製品等について生じた損害に対しては、当会社は損害保険金を支払いません。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発	
② 風災、雹災または雪災	
③ 給排水設備事故の水漏れ等	
④ 騒擾または労働争議等	
⑤ 車両または航空機の衝突等	
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等	
⑦ 盗難	
⑧ 水災	
⑨ 電気的または機械的事故	
⑩ その他偶然な破損事故等	

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*2)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
② 風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(*3)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(*4)によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、建物内部または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物またはその開口部が風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって直接破損したために生じた損害に限ります。
③ 給排水設備事故の水漏れ等による損害	給排水設備(*5)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは⑩の損害または給排水設備(*5)自体に生じた損害を除きます。

備考

- ④ 騒擾または労働争議等による損害
騒擾およびこれに類似の集団行動(*6)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
- ⑤ 車両または航空機の衝突等による損害
車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象について生じた損害をいいます。
- ⑥ 建物の外部からの物体の衝突等による損害
建物(*7)または第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。
 ｱ. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故
 ｲ. 土砂崩れによる事故
 ｳ. 風災(*3)、雹災または雪災(*4)
 ｴ. 水災
 ｵ. 車両または航空機の衝突等
- ⑦ 盗難による損害
盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*8)の損害をいいます。
- ⑧ 水災による損害
 ｱ. 保険証券に浸水条件有型実損払方式と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当するときをいいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については建物(*7)ごとに、屋外設備装置および建物内(*1)に収容されていない設備・什器等については保険の対象ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条(2)①から⑥までに規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
 (ｱ) 建物が保険の対象である場合は、損害の状況が次のa.またはb.のいずれかに該当するとき
 a. 保険の対象である建物に**保険価額**の30%以上の損害が生じたとき
 b. 保険の対象である建物が地盤面(*9)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき
 (ｲ) 建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、地盤面(*9)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき
 (ｳ) 屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等が保険の対象である場合は、保険の対象である、屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等に保険価額の30%以上の損害が生じたとき
 ｲ. 保険証券に浸水条件無型実損払方式と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって保険の対象について生じた損害をいいます。
- ⑨ 電気的または機械的事故による損害
電気的または機械的事故(*10)によって、保険の対象である建物または屋外設備装置に付属する別表1に規定する物について生じた損害をいいます。
- ⑩ その他偶然な破損事故等による損害
不測かつ突然的な事故(*11)によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(3) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

① 残存物取扱費用保険金
② 修理付帯費用保険金
③ 損害拡大防止費用保険金

備考

第1条(2)⑦

盗難による損害には、盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含みます。

④ 請求権の保全・行使手續費用保険金	
(4) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）(3)または(4)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。	
① 失火見舞費用保険金	
② 地震火災費用保険金	
(5) 当会社は、建物内(*1)に収容されている設備・什器等が保険の対象であり、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難」に「○」が付されている場合には、保険証券記載の建物内(*1)における業務用の通貨等または預貯金証書に生じた盗難による損害に対して、この条項および基本条項に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、小切手、乗車券等および預貯金証書については、それについて下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄に規定する条件をすべて満たす場合に限り支払います。 なお、いずれの損害についても、基本条項第3節第1条（事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務）(1)⑦に規定する届出をしなければなりません。	
① 小切手	A. 保険契約者は被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 B. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
② 手形	C. 保険契約者は被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受け人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受け人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 D. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 E. 盗難にあった手形に対して振出人または引受け人による支払いがなされたこと。
③ 乗車券等	F. 保険契約者は被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るのもとします。
④ 預貯金証書	G. 保険契約者は被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。 H. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*12)。

- (*)1 建物内には、軒下を含みます。
- (*)2 破裂もしくは爆発は、気体または蒸氣の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*)3 風災には、洪水、高濃度等は含まれません。
- (*)4 雪災には、融雪洪水は含まれません。
- (*)5 排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- (*)6 駆逐およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害が生じる状態であって、騒動に至らないものといたします。
- (*)7 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物または保険の対象である設備・什器等が付属する建物をいいます。
- (*)8 洪水とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済価値が減少することをいいます。
- (*)9 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
- (*)10 電気のまた機械的事故には、(1)①から⑧に規定する事故は含まれません。
- (*)11 不測かつ突然的な事故には、(1)①から⑨に規定する事故は含まれません。
- (*)12 現金自動支払機用カードに付与されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第2条（保険の対象）

1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。
① 保険証券記載の建物
② 保険証券記載の屋外設備装置
③ 保険証券記載の設備・什器等(*1)
④ 保険証券記載の商品・製品等(*2)
(2) 建物が保険の対象である場合には、下表のものうち、建物の被保険者の所有するものは、特別の規定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。
① 置、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

■備考

③ 沖槽、流し、カースト、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④ 保険の対象である建物に付属する門、扉または垣(*4)
⑤ 保険の対象である建物に付属する物置、車庫などの付属建物
⑥ 保険の対象である建物の基礎

- (3) 建物と建物内(*3)に収容されている設備・什器等の所有者が異なる場合において、その設備・什器等が保険の対象であるときは、(2)①から③に規定する物のうち設備・什器等の被保険者の所有する業務用のものは、特別の規定がないかぎり、保険の対象である設備・什器等に含まれます。
- (4) 屋外設備装置が保険の対象である場合には、その屋外設備装置の基礎は、特別の規定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。
- (5) 下表の物は、保険の対象に含まれません。

① 自動車(*5)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
② 橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③ 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④ 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤ 仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材
⑥ 動物、植物等の生物(*6)
⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧ 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、第1条（この条項の補償内容）(5)に規定する損害保険金は支払いません。
⑨ 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑩ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内(*3)に収容されている設備・什器等には高額貴金属等を含みます。

(*2) 建物内(*3)に収容されている商品・製品等には高額貴金属等を含みます。

(*3) 建物内には軒下を含みます。

(*4) 垣には、生垣を含みます。

(*5) 自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含みます。

(*6) 動物、植物等の生物が(1)④に規定する商品・製品等である場合は保険の対象に含みます。また、(2)④に規定する垣が生垣である場合には、生垣は保険の対象に含みます。

第3条（保険の対象の保険金額）

(1) 保険証券に実損方式と記載がある場合、保険契約締結時に保険の対象の価額を評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額を保険金額とします。また、下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者は被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

- ① 当会社が基本条項第1節第4条（保険金額の調整）(2)に規定する通知を受けた場合
- ② 保険契約者が保険の対象の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当会社に通知し、当会社がこれを承認する場合

(2) 保険証券に比例支払方式と記載がある場合、保険証券記載の額を保険の対象の保険金額とします。

(3) 高額貴金属等が保険の対象である場合であっても、(1)および(2)に規定する保険の対象の価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第4条（被保険者）

この条項において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ア. 保険契約者(*1)
 - イ. 被保険者(*1)
 - ウ. ⑦または⑧の代理人
 - エ. ⑦または⑧の同居の親族

■備考

第2条(3)
建物の賃借人が、自分の所有する設備・什器等を保険の対象として契約する場合は、(2)①から③に規定する物の所有する業務用のものは、特別の規定がないかぎり、保険の対象である設備・什器等に含まれます。

第2条(5)(8)
通貨等および預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が補償されている保険契約においては、第1条(5)に規定されている条件を満たす場合に、保険金を支払います。(盗難以外の事故による損害は補償されません)。

第3条(2)
比例支払方式の場合、契約締結時には保険の対象の価額を評価せずに保険金額を設定します。なお、設定した保険金額が、事故が生じた際に評価した保険金額の80%に相当する額より低い場合には、その割合に応じてお支払いされる保険金の額が削減されます。(第7条(1)(2))

第3条(3)
高額貴金属等の価額は、保険金額および保険金額に含みませんが、高額貴金属等は、保険証券記載の限度額を限度として補償されます。(第7条(1)(2))

② 被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人(※2)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、風災(※3)、雹災または雪災(※4)によって建物またはその開口部が直接破損したために生じた吹き込み等損害(※5)を除きます。
④ 次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤ 第1条(この条項の補償内容) (1)①から⑥)もしくは(1)⑧から⑩に規定する事故または第5条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
⑥ 冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一敷地内で生じた火災により冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備が破壊、変調または機能停止した場合は、この規定は適用しません。
⑦ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
⑧ 自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、オンラインドリーラー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(※6)またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって生じた損害
⑨ 挖削機械の盗難によって生じた損害
⑩ 万引き等(※7)によって商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等(※7)を行った者が暴行または脅迫した場合は、この規定は適用しません。
⑪ 次のいずれかに該当する損害 ア. 保険証券に、建物内(※8)に収容されている設備・什器等または商品・製品等と記載されている保険の対象が、保険証券記載のその建物内(※8)に収容されていないときに生じた事故による損害 イ. 保険証券に、屋外設備装置または建物内(※8)に収容されていない設備・什器等もしくは商品・製品等と記載されている保険の対象が、保険証券記載の保険の対象の所在地の敷地内に所在しないときまたは建物内(※8)に収容されているときに生じた事故による損害
⑫ 商品・製品等である植物に生じた次のいずれかの損害 ア. 枯死以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(※9)
⑬ 商品・製品等である動物に生じた次のいずれかの損害 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(※9)
(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事由または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第7条(支払保険金の計算)(4)に規定する地震火災費用保険金については、この規定は適用しません。
③ 次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(※10)もしくは核燃料物質(※10)によって汚染された物(※11)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④ 次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。ただし、第7条(4)に規定する地震火災費用保険金については、第5条(2)②を適用しません。 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(1)に規定する事故の第5条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(※1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

■ 備考 ■

第5条(1)⑤

火災等の事故における保険の対象の紛失や盗難については、補償の対象となります。

- (※2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※3) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (※4) 雪災には、融雪水は含まれません。
- (※5) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。
- (※6) 商品・製品等である機械は含まれません。
- (※7) 万引き等とは、万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盜難をいいます。
- (※8) 建物内には、軒下を含みます。
- (※9) ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
- (※10) 核燃料物質(※10)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (※11) 原子核分裂生成物(※10)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条(保険金をお支払いしない場合一電気的または機械的事故、その他偶然な破損事故等)

当会社は、第1条(この条項の補償内容) (1)①または⑩の事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- | |
|---|
| ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。 |
| ② 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
ア. 保険契約者または被保険者(※1)の使用者
イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
ウ. イ.の使用者 |
| ③ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。
ア. 保険契約者または被保険者
イ. ⑦.に代わって保険の対象を管理する者
ウ. ⑦.またはイ.の使用者 |
| ④ 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害
ア. 自然の消耗または劣化(※2)
イ. ポイラースケールの進行
ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由
エ. ねずみ食いまたは虫食い等 |
| ⑤ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害(※3) |
| ⑥ 保険の対象に対する加工(※4)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中ににおける作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 |
| ⑦ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(※5)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 |
| ⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 |
| ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 |
| ⑩ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 |
| ⑪ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 |
| ⑫ 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管について生じた損害 |
| ⑬ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条(1)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。 |
| ⑭ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
ウ. 音色または音質の変化の損害 |

■ 備考 ■

第6条(4)

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第6条(5)

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることで気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

第6条(6)

コンタミネーションとは、保険の対象が他の物質と接触し、または混合することにより、その保険の対象の質が低下し、または性質が変化することをいいます。

⑯ 次の物に生じた損害
7. 次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの
(ア) 新築・増築・改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物
(イ) 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等
イ. 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 リ. 設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウインドサーフィンおよびこれらの付属品
I. 設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品
オ. 商品・製品等である植物
カ. 第2条(1)(保険の対象) (2)④に規定する生垣
キ. 設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑯ 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害(*6)
⑰ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
⑯ 設備・什器等である次の医療用機器に生じた損害
ア. 医療用機器の体内挿入部位
イ. 鈑子、メス、聴診器、注射器等の器具類
ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアーターピン等の切削装置
エ. バキューム装置付属のモーター
オ. 歯科用診療台ユニットのホース
カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑯ 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*7)を負うべき損害

- (*1) 保険契約または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
(*3) 設備・什器等または商品・製品等に生じた損害には、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。
(*4) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
(*5) 流損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済価値が減少することをいいます。
(*6) 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取による損害は含まれません。
(*7) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第7条 (支払保険金の計算)

- (1) 当会社は、次の①から④に規定する損害保険金を支払います。
- ① 保険証券に実損払方式と記載がある場合、当会社は、1回の事故につき保険金額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、高額貴金属等を除く商品・製品等について、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

$$\boxed{\text{第8条(損害額の決定) (1)または(2)}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- ② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合、当会社は、1回の事故につき保険金額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、高額貴金属等を除く商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(イ) 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低いとき

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

イ. 保険の対象が高額貴金属等の場合

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

■ 備考

第6条(5).

被保険者が左記(ア)イの工事を発注する場合は、この契約では左記(ア)イについては補償の対象となりません。別途、建設工事保険等をご契約ください。

第6条(6).

商品・製品等である動物または植物は、保険の対象に含まれますが、電気的または機械的事故、その他偶然な破損事故等による損害については免責となります。また、枯死・死亡以外の損害は免責となります。(第5条(1)⑩⑪)

- ③ ①および②に規定する免責金額は、保険の対象ごとに次のアからカの算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回るとときは、免責金額は0円とします。また、保険の対象が②ア・イに該当する場合は、その保険の対象に関する次のアからカに規定する算式中の損害額を次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}} \times 80\%$$

7. 建物

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{建物の免責金額}}$$

イ. 高額貴金属等を除く設備・什器等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{高額貴金属等を除く設備・什器等の免責金額}}$$

ウ. 設備・什器等である高額貴金属等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物および高額貴金属等を除く設備・什器等の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{設備・什器等である高額貴金属等の免責金額}}$$

エ. 高額貴金属等を除く商品・製品等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物および設備・什器等(*)1)の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{高額貴金属等を除く商品・製品等の免責金額}}$$

オ. 商品・製品等である高額貴金属等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物・設備・什器等(*)1)および高額貴金属等を除く商品・製品等の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{商品・製品等である高額貴金属等の免責金額}}$$

8. 屋外設備装置

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{屋外設備装置の免責金額}}$$

- ④ 通貨等または預貯金証書について当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の限度額を限度として、盗難によって生じた損害額とします。ただし、手形については、第8条(5)に規定する損害額とします。

- (2) 当会社は、次の①から④に規定する費用保険金を支払います。

① 残存物取片づけ費用保険金

当会社は、第1条(この条項の補償内容) (1)に規定する事故によって第7条(1)①および②に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、第7条(1)①および②に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

② 修理付帯費用保険金

当会社は、第1条(1)に規定する事故のうち、この保険契約で補償する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用(*)2)に対して、修理付帯費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*)3)の30%に相当する額または1,000万円(*)4)のいずれか低い額を限度とします。

⑦ 損害原因調査費用

損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*)5)

イ. 損害範囲確定費用

保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(*)5)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*)6)を超える期間に対応する費用を除きます。

ウ. 試運転費用

損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

エ. 仮修理費用

損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了における時価額(*)7)を除きます。

オ. 仮設物設置費用

損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(*)8)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

■ 備考

第7条(1)③

建物、設備・什器等または商品・製品等をあわせてご契約された場合、免責金額は、建物、設備・什器等、商品・製品等の順に適用します。

カ 残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
キ 貸借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の貸借費用(*9)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する貸借費用(*9)を超えるものを除きます。

③ 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条(1)①に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(*10)の修理費用または再取得費用
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(*11)

④ 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、基本条項第3節第1条（事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務）(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯(*12)の数に50万円を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときにも、1被災世帯(*12)あたりの支払額は50万円とします。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*3)の20%に相当する額を限度とします。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*13)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*14)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者(*13)の所有物(*15)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(4) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備装置または建物内(*16)もしくは屋外設備装置内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等が損害を受け、その損害の状況が下表のいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生じる費用に対して、地震火災費用保険金として、保険金額(*3)の5%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故(*17)につき、1敷地内ごとに300万円(*18)を限度とします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物または屋外設備装置であるときはその建物または屋外設備装置ごとに、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等であるときはこれを収容する建物または屋外設備装置ごとに、それぞれ行い、また、第2条（保険の対象）(2)④に規定する物が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 建物が保険の対象である場合には、保険証券記載の建物が半焼以上となったとき(*19)。

② 屋外設備装置が保険の対象である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備装置の保険金額の50%以上となったとき。ただし、第2条(2)④に規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は除きます。

③ 建物内(*16)または屋外設備装置内に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合には、保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき(*19)、または保険の対象を収容する屋外設備装置の火災による損害の額が、その屋外設備装置の保険金額の50%以上となったとき。

(5) 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険金額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなして、おのの別に(1)から(4)まで、第8条（損害額の決定）および基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定を適用します。

(*1) 設備・什器等には、高額貴金属等を含みます。

(*2) 居住の用に供する部分にかかる費用は含まれません。

(*3) 保険金額が保険金額を超える場合は保険金額とします。また、保険の対象に高額貴金属等が含まれる場合には、保険の対象の合計保険金額に高額貴金属等の保険証券記載の限度額を加算します。

(*4) 工場物件の場合は5,000万円とします。

(*5) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用者にかかる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくは他の顧問にある者またはその従業員にかかる人件費は含まれません。

(*6) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*7) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

■備考

第7条(2)③
損害の発生および拡大の防止のための行為が、実際に効果をもたらしかどうかは問いません。

(*8) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*7)は含まれません。

(*9) 貸借費用には、敷金その他の貸賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用は含まれません。この場合の復旧期間とは、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいい、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するためには通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*10) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(*11) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

(*12) 被災世帯とは、(3)②に規定する損害者が生じた世帯または法人をいいます。

(*13) 第二者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族は含みません。

(*14) 第三者(*13)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共有部分を含みます。

(*15) 第三者(*13)の所有物のうち、設備・什器等および商品・製品等については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内に所在するものに限ります。

(*16) 建物内には軒下を含みます。

(*17) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(*18) 工場物件を含む敷地内については、2,000万円とします。

(*19) 建物が半焼以上となったときとは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険金額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となつたときをいいます。

■備考

(1) 保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象および商品・製品等の場合、損害額(*1)は、次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、保険価額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額} = \text{損害額}$$

(2) 保険証券に時価と記載のある保険の対象の場合、損害額(*1)は次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、保険価額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額の増加が生じた場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額} = \text{損害額}$$

(3) (1)および(2)の修理費(*2)には、第7条（支払保険金の計算）(2)①から④の費用を含みません。

(4) 第1条（この条項の補償内容）(1)⑦に規定する盗難によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額(*1)に含まれるものとします。

(5) 手形について生じた損害額(*1)には、基本条項第3節第1条（事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務）(1)①の公示催告手続に要する費用が含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも、被保険者の被る金利損害は損害額(*1)に含まれないものとします。

(*1) 損害額とは、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。

(*2) 復旧しない場合の修理費は、修理を行った場合に要すると認められる費用をいいます。

■備考

(1) この財産補償条項は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保険金の支払に関する規定による限度額ならびに免責金額を適用して算出します。

別表1

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、继電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消防設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シーチャー設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ポイラー等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

ただし、これらの設備の基礎(*1)のみに生じた損害は補償されません。また、これらの設備からは、次に掲げるものを除きます。

- (1) コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(*2)
- (2) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- (3) ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは保険の対象に含みます。
- (4) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気ターピン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含みます。
- (5) フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (6) 炉壁または予備用の部品。ただし、ポイラーの炉壁は、保険の対象に含みます。

(*1) 基礎には、アンカーボルトを含みます。

(*2) 陶磁器製の機器または器具には、碍子・碍管を含みません。

備考

第2章 休業補償条項

第1条 (この条項の補償内容)

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に○を付した事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた(2)に規定する損失に対して、この条項および基本条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、第2条（保険の対象）(1)(2)に規定する隣接物件に生じた下表の⑪の事故または第2条(1)(3)に規定するユーティリティ設備に生じた下表の⑩から⑪の事故によって、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対しては、当会社は損害保険金を支払いません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発	
②	風災、雹災または雪災	
③	給排水設備事故の水漏れ等	
④	騒擾または労働争議等	
⑤	車両または航空機の衝突等	
⑥	建物の外部からの物体の衝突等	
⑦	盗難	
⑧	水災	
⑨	電気的または機械的事故	
⑩	その他偶然な破損事故等	
⑪	食中毒	

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または 火災、落雷または破裂もしくは爆発 生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失による損失
---	---

② 風災、竜巻または雪災による損失	台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(•2)、竜巻または豪雪、雪崩等の雪災(•3)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、建物内部または建物内(•4)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物またはその開口部が風災(•2)、竜巻または雪災(•3)によって直接破壊したために保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。
③ 給排水設備事故の水漏れ等による損失	給排水設備(•5)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、②もしくは⑥の損失または給排水設備(•5)自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失を除きます。
④ 犯搔または労働争議等による損失	犯搔およびこれに類似の集団行動(•6)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑤ 車両または航空機の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物(•7)または第2条(保険の対象)(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れによる事故 ウ. 風災(•2)、竜巻または雪災(•3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦ 盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(•8)の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑧ 水災による損失	台風、暴雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑨ 電気的または機械的事故による損失	電気的または機械的事故(•9)によって、保険の対象である建物または屋外設備装置に付属する別表1に規定する物に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑩ その他偶然な破損事故等による損失	不測かつ突然的な事故(•10)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑪ 食中毒による損失	次の事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。 ア. 占有物件における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づいて所轄保健所長に届出があったときに限ります。 イ. 占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づいて所轄保健所長に届出があつたときに限ります。 ウ. 7.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件の営業の禁止、停止その他の処置

- (3) 当会社は、第7条(支払保険金の計算)(2)に規定する営業継続費用に対して、第3条(被保険者)に規定する被保険者に営業継続費用保険金を支払います。
- (4) 当会社は、第7条(支払保険金の計算)(3)に規定する費用に対して、第3条(被保険者)に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

■備考■	
第1条(2)⑧	
風災とは「台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(•2)、竜巻または豪雪、雪崩等の雪災(•3)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、建物内部または建物内(•4)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物またはその開口部が風災(•2)、竜巻または雪災(•3)によって直接破壊したために保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。	
第1条(2)⑨	
雪災とは、「豪雪や雪崩などの事故をいい。融雪洪水は、雪灾ではなく水災として補償されます。風災、竜巒または雪災による損害については、保険の対象が動産である場合(軒下にある動産を含みます)は、動産を収容する建物またはその開口部が破壊したこと直接の原因となって損害が生じたことによって生じた損害のみが補償されます。	

■第1条(2)⑦	
盗難による損害には、盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含みます。	

① 損害拡大防止費用保険金
② 請求権の保全・行使手続費用保険金

(•1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸氣の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(•2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
(•3) 雪災には、融雪洪水は含まれません。
(•4) 建物内には軒下を含みます。
(•5) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
(•6) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって數世帯以上またはこれに準する規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、騒動に至らないものをいいます。
(•7) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはこれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。
(•8) 損害とは、財物が予定または意図されない事由により汚れるに伴い、その客観的な経済価値が減少することをいいます。
(•9) 電気的または機械的事故には、(1)①から⑧に規定する事故は含まれません。
(•10) 不測かつ突然的な事故には、(1)①から⑨に規定する事故は含まれません。

第2条(保険の対象)

(1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。

① 占有物件	A. 被保険者が全部または一部を占有する保険証券記載の建物または構築物のうち被保険者が占有する部分 イ. ア.が所在する敷地内にある、被保険者が占有する物
② 隣接物件	A. 被保険者が一部を占有する保険証券記載の建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア.および④.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ. ア.および④.へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③ ユーティリティ設備	ア. ①.および②.と配管または配線により接続している次の事業者が占有する電気・ガス・熱・水道・工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次の事業者が占有するもの ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ. 熟供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熟供給事業者 エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 オ. 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

(2) 建物が保険の対象である場合には、下表の物のうち、被保険者が占有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

① 置、建具その他これらに類する物
② 電気・通信・ガス・給排水・衛生・消防・冷房・暖房・エレベーター・リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③ 浴槽・流し・ガス台・調理台・棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④ 保険の対象である建物に付属する門、扉または垣(•1)
⑤ 保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥ 保険の対象である建物の基礎

(3) 屋外設備装置が保険の対象である場合には、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。

(4) 下表の物は、保険の対象に含まれません。
① 自動車(•2)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
② 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③ 新築・増築・改築・修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④ 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤ 仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等、工事用材料または工事用仮設材

■備考■

第2条(1)①イ. 敷地内の被保険者が占有する物には動産も含まれます。
--

⑥ 動物、植物等の生物(*3)
⑦ 権利、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧ 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
⑨ 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑩ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

- (*1) 垣には、生垣を含みます。
 (*2) 自動車には、自動二輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含みます。
 (*3) 動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含みます。また、(2)(4)に規定する垣が生垣である場合には、生垣は保険の対象に含みます。

第3条 (被保険者)

この条項において、**被保険者**とは、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第4条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。
① 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
② 被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人(*2)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって建物またはその開口部が直接破損したために保険の対象に吹き込み等損害(*5)が生じたことによって生じた損失を除きます。
④ 次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤ 第1条 (この条項の補償内容) (1)①から⑥もしくは(1)⑥から⑪に規定する事故または第4条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑥ 冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
⑦ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限ります。
⑧ 自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*6)またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑨ 挖削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑩ 万引き等(*7)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、万引き等(*7)を行った者が暴行または脅迫した場合は、この規定は適用しません。
⑪ 商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失 ア. 枯死以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*8)
⑫ 商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*8)
⑬ 法令等の規制によって生じた損失。ただし第1条(2)⑪の損失を除きます。

■備考

⑭ 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
⑮ 次のいずれかに該当する事由が第2条 (保険の対象) (1)③に規定するユーティリティ設備において生じたことによって生じた損失 ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 イ. 貸賃借契約等の契約または各種の免許の失効(*9)、解除または中断 ウ. 脅迫行為 エ. 水源の汚染、渇水または水不足
(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*10)もしくは核燃料物質(*10)によって汚染された物(*11)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④ 次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(1)に規定する事故の第4条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*3) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
 (*4) 雪災には、融雪洪水は含まれません。
 (*5) 吹き込み等損害には、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。
 (*6) 商品・製品等である機械は含まれません。
 (*7) 万引き等とは、万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盜難をいいます。
 (*8) ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
 (*9) 契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点に降失されることをいいます。
 (*10) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 (*11) 核燃料物質(*10)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金をお支払いしない場合一電気的または機械的事故、その他偶然な破損事故等)

当会社は、第1条 (この条項の補償内容) (1)⑧または⑩の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損失については、この規定は適用しません。
② 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者または被保険者(*1)の使用者 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イ.の使用者
③ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもつてしても発見しえなかつた場合に生じた損失については、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用者
④ 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 自然の消耗または劣化(*2) イ. ポイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由 エ. ネズミ食いまたは虫食い等

第5条③
 ポイラースケールとは、ポイラーエネルギーに溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第5条④
 キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることで気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

■備考

第4条②③
 地震等による損失については、補償の対象となりません。

⑤ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたこと(*3)によって生じた損失
⑥ 保険の対象に対する加工(*4)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑦ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*5)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失
⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑩ 土地の沈下、移動または隆起によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑪ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、スマートディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに損害が生じたことによって生じた損失
⑫ 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失
⑬ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象にコンタミネーション、汚染、他の物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害が生じたことによって生じた損失。ただし、容器、配管等に第1条(1)①から⑩までの事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害が生じたことによって生じた損失については、この規定は適用しません。
⑭ 保険の対象のうち、楽器についての次の損害が生じたことによって生じた損失 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
⑮ 次の物に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの イ. 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 ウ. 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等 エ. 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 オ. 設備・什器等であるハングライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウイングサーフィンおよびこれらの付属品 エ. 設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品 オ. 商品・製品等である動物または植物 カ. 第2条（保険の対象）(2)④に規定する生垣 キ. 設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑯ 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失(*6)
⑰ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務または会計的な間違いによって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失 （第4条(1)⑪⑫）
⑲ 設備・什器等である次の医療用機器に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 医療用機器の体内挿入部 イ. 鋼子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアーターピン等の切削装置 エ. パキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑳ 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*7)を負うべき損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機關をいいます。
(*2) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(*3) 設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことは、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことを含みます。
(*4) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
(*5) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることに伴い、その客観的な経済価値が減少する

■ 備考

ことをいいます。
(*6) 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取による損害は含まれません。
(*7) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－食中毒）

当会社は、脊椎行為によって生じた第1条（この条項の補償内容）(2)①の損失に対しては、保険金を支払いません。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、次の①および②に規定する損害保険金を支払います。

$$\text{①} \quad \text{当会社は、1回の事故につき、次の算式により損害保険金の額を算出します。}$$

$$\text{保険証券記載の保険金額} \times \frac{\text{売上減少高}}{\text{標準売上高}} \times \frac{\text{休業日数}}{\text{標準売上高}} = \text{損害保険金の額}$$

② ①の規定に基づいて支払うべき損害保険金の額は、次の算式により算出した額を限度とします。

$$\text{売上減少高} \times \text{支払限度率} - [\text{保険金支払対象期間内に支出を免れた経常費等の費用}]$$

(2) 当会社は、第1条（この条項の補償内容）に規定する事故のうち、この保険契約で補償される事故によって生じた営業継続費用に対して、営業継続費用保険金を支払います。ただし、次の①から③までの保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を差し引いた残額を営業継続費用とみなします。また、営業継続費用保険金は、保険期間を通じて、(1)①に規定する保険証券記載の保険金額の30倍に相当する額を超えないものとします。

① この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)②に規定する修理付帯費用保険金

② この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合、同条項第1条(3)③に規定する損害拡大防止費用保険金

③ 第1条(4)①の損害拡大防止費用保険金

(3) 当会社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。

① 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生および拡大の防止のために必要な費用を支出されたときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)③に規定する損害拡大防止費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を損害拡大防止費用保険金として支払います。

⑦. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
⑧. 消火活動に使用したことにより損傷した物(+1)の修理費用または再取得費用
⑨. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(+2)

② 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、基本条項第3節第1条（事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)④に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

(*1) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(*2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

■ 備考

第7条
保険金支払の対象となる期間は、事故の種類、保険の対象毎に、別表2に規定されています。

別表1

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、继電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消防設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シーチャータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ポイラー等

ただし、これらの設備の基礎(*1)のみ損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失は補償されません。また、これらの設備からは、次に掲げるものを除きます。

- (1) コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(*2)
- (2) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- (3) ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは保険の対象に含みます。
- (4) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熟媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気ターピン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含みます。
- (5) フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (6) 炉壁または予備用の部品。ただし、ポイラーの炉壁は、保険の対象に含みます。

(*1) 基礎には、アンカーボルトを含みます。

(*2) 陶磁器製の機器または器具には、碍子・碍管を含みません。

備考

別表2

事故の種類	第2条に規定する 保険の対象 の区分		
	a. 占有物件	b. 隣接物件	c. ユーティリティ 設備
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発	ア.		
② 風災、雹災または雪災	イ.		
③ 給排水設備事故の水漏れ等			
④ 騒擾または労働争議等			
⑤ 車両または航空機の衝突等	ア.		
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等			
⑦ 盗難			
⑧ 水災			
⑨ 電気的または機械的事故		イ.	一
⑩ その他偶然な破損事故等			一
⑪ 食中毒	ウ.	一	一

ア. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するに通常要すると認められる期間を超えないものとします。

イ. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日の翌日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するに通常要すると認められる期間を超えないものとします。

ウ. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日から次の(ア)および(イ)に掲げる処置が解除された日までの期間とし、かつ、30日間を超えないものとします。

(ア) 厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置
(イ) 保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の処置

備考

別表2

隣接物件における食中毒、ユーティリティ設備における電気のまたは機械的事故、その他偶然な破損事故等、食中毒によって生じた損失は補償されません。
--

第3章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条 (告知義務)

保険契約の締結(*1)の際、保険契約者または被保険者になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

(*1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条 (通知義務)

(1) 保険契約の締結(*1)の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

財産補償条項 ① 保険の対象を他の場所に移転すること。

② 保険の対象(*2)の構造または用途を変更(*3)すること。

③ ①および②のほか、**告知事項**(*4)の内容に変更を生じさせる事実(*5)が発生すること。

休業補償条項 ① 被保険者の事業の全部または一部を譲渡すること。

② ①のほか、**告知事項**(*4)の内容に変更を生じさせる事実(*5)が発生すること。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

(*2) 保険の対象に動産が含まれるときは、これを収容する建物とします。

(*3) 保険の対象である建物もしくは屋外設備装置または保険の対象を収容する建物内で行う製造・加工等の工業上の作業の変更を含みます。

(*4) 他の保険契約等に関する事実を除きます。

(*5) 告知事項(*4)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第3条 (保険契約者の住所等変更に関する通知義務)

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に書面等によって通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するための要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第4条 (保険金額の調整)

(1) 財産補償条項においては、保険契約の締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(3) 財産補償条項においては、当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めるることができます。

第5条 (保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)

(1) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、書面等をもってその事実を当会社に通知して承認の請求を行わなければなりません。

(2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。

(3) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者(*2)は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければなりません。

■備考

第1節第1条

保険契約申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)(*1)です。ご契約時に保険契約申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害または損失に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取り扱いに関する規定を適用しません。

① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) 保険契約者が被保険者と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条 (保険料の払込方法等)

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結(*1)の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結(*1)と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害または損失に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取り扱いに関する規定を適用しません。

① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*2)の属する月の月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合

② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日(*2)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または損失に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合

② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*2)までに払い込むことの確約を行った場合

③ 当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(6) 保険契約者は、当会社に書面等により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条 (保険料の払込方法ー口座振替方式)

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*2)に保険料(*3)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*2)の前日までにその払込期日(*2)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*4)に預けたおからなければなりません。

① 指定口座(*4)が、提携金融機関(*5)に設定されていること。

② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*2)が(1)の表の①の提携金融機関(*5)の休業日に該当し、指定口座(*4)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*2)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*2)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払込方法等)②②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込むなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)②②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

■備考

第2節第1条(1)

保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期の日の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、
提携金融機関(*5)に対して口座振替請求が行われなかつたことによるとき。
ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

② 初回保険料の払込みを怠つたことに
ついて、保険契約者に故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めたとき。
第1条 (保険料の払込方法等) (2)②の「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月の払込期日(*2)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*6)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

- | |
|--|
| ① 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。 |
| ② 当会社が①の申出を承認するとき。 |

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) 追加保険料を含みます。

(*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*5) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*6) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条 (保険料の払込方法ークレジットカード払方式)

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*2)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

- | |
|--|
| ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合 |
| ② 当会社が①の申出を承認する場合 |

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*3)が有効であること等の確認を行つたことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

- | |
|---------------------------------|
| ① 第1条 (保険料の払込方法等) (1)および同条(2) |
| ② 第5条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等) (1) |

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

① 当会社が、クレジットカード会社からその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*3)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以後の保険料(*2)については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*5)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

- | |
|---|
| ① 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。 |
|---|

■備考

- | |
|--------------------|
| ② 当会社が①の申出を承認するとき。 |
|--------------------|

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 追加保険料を含みます。

(*3) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

(*4) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*5) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条 (口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更)

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当会社が定める方式および払込期日に從つて払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

- | |
|--|
| ① 保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合 |
| ② 第3条 (保険料の払込方法ークレジットカード払方式) (5)の規定に基づく当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第2条 (保険料の払込方法ー口座振替方式) (5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。 |

(*1) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠つた場合は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害または損失に対しては保険金を支払いません。

【その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末】

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- | |
|---|
| ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合 |
| ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合 |

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条 (事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務)

(1) 貢産補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを見ついた場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

- | | |
|-----------------|--|
| ① 損害の発生および拡大の防止 | 損害の発生および拡大の防止に努めること。 |
| ② 事故発生の通知 | 事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。 |
| ③ 事故内容の通知 | 次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。
ア. 事故の状況
イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 |
| ④ 他の保険契約等の通知 | 他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。 |
| ⑤ 訴訟の通知 | 損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。 |

第3節第1条(1)

事故または損害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。

⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(＊2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。(＊3)
⑩ 小切手盗難の届出	小切手が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出ること。
⑪ 手形盗難の届出等	手形が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受け人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受け人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出ること。また、遅滞なく公示催告の手続を行なうこと。
⑫ 乗車券等盗難の場合の届出	乗車券等が盗難にあった場合は、直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出ること。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。
⑬ 預貯金証書盗難の届出	預貯金証書が盗難にあった場合は、直ちに預貯金先あてに届け出ること。

(2) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故、損害または損失が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害および損失の発生および拡大の防止	損害および損失の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア、事故の状況 イ、事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(＊1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(＊2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(＊2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。(＊3)

(＊1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その実績を含みます。

(＊2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(＊3) 保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条 (事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務違反)

(1) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条(事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務)(1)の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
--------------	---------------------------------

■ 備考

② 第1条(1)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(1)の表の⑥

(2) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条(事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務)(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造し、または同表の⑩から⑬の通知、届出もしくは手続について事実と異なる内容のものとした場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条(事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務)(2)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(2)の表の①	損害もしくは損失の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
第3節 第1条(2)	
② 第1条(2)の表の②	第1条(2)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額

(4) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条(事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務)(2)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(＊1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第4節 保険金請求手続

第1条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害または損失が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額または損失額を証明する書類(＊1)
- ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

- ア、所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- イ、盗難による損害の場合は、所轄警察署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- ウ、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権または譲渡担保権からの保険金支払指図書

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(＊1) 損害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(＊2)および被害が生じた物の写真(＊3)をいいます。

■ 備考

備考

(*)2 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*)3 画像データを含みます。

■ 備考 ■

第2条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(*)1からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または損失発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害または損失の額(*)2および事故と損害または損失との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*)1からその日を含めて下表の右欄の日数(*)3を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*)4	180日
④ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*)5には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

(5) 保険金の支払は、保険契約または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*)1 被保険者が第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*)2 保険金額を含みます。

(*)3 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*)4 幛護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*)5 必要な協力をしなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるすることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対する効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

(1) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)1
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

(*)3 ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*)1または②以外の3親等内の親族

■ 備考 ■

(2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(*)1 法律上の配偶者に限ります。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) **他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(*)1の合計額が保険金の種類ごとに別表1に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。**

① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

② 其他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額

7. 損害額(*)2または損失額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*)3

8. 財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)および(4)の費用ならびに休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)および(3)の費用に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*)3

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再取得価額を基準として算出した損害額から、この保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、(1)①の規定を適用します。

(*)1 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*)2 損害額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(*)4を差し引いた残額をいいます。

(*)3 其他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(*)4 他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第5節 保険契約の取消し、無効、失效または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結(*)1の際、保険契約または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(*)1 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条（保険契約の無効または失效）

(1) 保険契約の締結(*)1の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、この保険契約は無効とします。

(2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、損害額(*)2がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの保険契約は失效します。ただし、保険金額が保険金額を超える場合は、保険金額を保険金額とみなします。

(3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表の事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失效します。

財産補償条項	(2)に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。 ただし、建物の建替等に基づき保険契約または被保険者から保険契約存続の申出があり、当会社がこれを承認した場合については、この規定を適用しません。
休業補償条項	事業を廃止したこと。

(4) 財産補償条項においては、おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれの保険の対象について、(2)または(3)の失效の規定を適用します。

(*)1 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

(*)2 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもて行います。

第5節第2条(3)	建物を建て替える場合には、事前にご連絡ください。原則として建物を建替えた時にこの保険契約は失效しますが、事前に手続きを怠った場合には、建替え後の建物にこちらの保険契約を適用することができます。
-----------	--

第5節第3条	第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくなっています。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)(1)および付表1-1をご参照ください。
--------	---

もって行います。

- ① 保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
- ② 保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (1)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していたと認められる限り、当会社は、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害または損失が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずして発生した事故による損害または損失については適用しません。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第2節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、**告知事項**について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**が故意または重大な過失によつて遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかつたときは、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害または損失が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害または損失に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害または損失については適用しません。

(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなつた場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(6) (5)の規定による解除が損害または損失が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害または損失に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(*2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。

(*3) 危険とは、損害または損失の発生の可能性をいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 保険契約者または**被保険者**(*1)が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または損失を生じさせたこと(*2)。
- ② この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
- ③ ①および②のほか、保険契約者または被保険者(*1)が、①または②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害または損失が発生した後になされた場合であっても、(1)の表

■備考

のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害または損失に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 末遂の場合を含みます。

(*3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)(2)に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をおいた場合にお送りする。変更手続きが完了した旨のお知らせをいりません。
- ⑤ 第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)(2)に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠つたと当会社が認めたとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。

(*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかつたときとします。

(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表①の通知を受けた場合はまたは同節第1条(1)の表③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*5) 払込みを怠つたと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害または損失に対して、支払った保険金に限ります。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まれなければ保険契約を解除することができます。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

(1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表①の規定による解除の場合	保険期間の初日
------------------------	---------

■備考

第5節第6条

保険料不払により保険契約を解除する場合における保険料の返還について、第6節第1条(8)(6)および付表1-1をご参照ください。

第5節第6条(1)④

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をおいた場合にお送りする。変更手続きが完了した旨のお知らせをいります。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただきようお願いいたします。

第5節第7条(1)

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。

この場合、未払の保険料を解約日以降にご請求することができます。

このお支払いがない場合、第5節第7条(2)および第8条(2)の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

② 第6条(1)の表の②の規定による解除の場合	第6条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第6条(1)の表の③の規定による解除の場合	第6条(1)の表の③に規定する次回払込期日(※1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第6条(1)の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第6条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第6条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第6条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(※2)
⑦ 第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

(※1) 払込期日(※2)の翌月の払込期日(※2)をいいます。

(※2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条 (保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効)

- (1) 財産補償条項においては、第1節第5条(保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務) (1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務(※1)は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務(※1)を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ書面等をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。
- (2) 財産補償条項においては、当会社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

(※1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第10条 (休業補償条項における通知義務の通知を行った場合の取扱い)

- 休業補償条項において、保険契約者または被保険者が第1節第2条(通知義務) (1)の通知を行った場合、この保険契約について中途更新(※1)の手続を行うものとします。
- (※1) 中途更新とは、保険契約が解除された日を保険期間の初日として、当会社と保険契約を締結することをいいます。

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条 (保険料の返還、追加または変更)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 第1節第2条(通知義務) (1)の通知を受けた場合
② 第1節第4条(保険金額の調整) (2)の通知を受けた場合
③ 第5節第3条(告知義務違反による保険契約の解除) (2)の表の③の承認をする場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更または補償条項の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(※1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料(※2)を返還し、または追加保険料を請求します。
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(※1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(※2)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、(1)に規定する方法により取り扱います。
ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料

備考

イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料
----------------------------	---------------------------

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(※3)は、追加保険料領収前に生じた事故(※4)による損害または損失に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(※5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(※5)の属する月の翌月末

① (1)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません。(※6)(※7)

② (2)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(5) 第5節第1条(保険契約の取消し)に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(6) 第5節第2条(保険契約の無効または失効)(1)に規定する保険契約の無効の場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(7) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

ただし、財産補償条項においては、第5節第2条(保険契約の無効または失効)(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年を超える保険契約の場合	付表1-1に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が1年以下の保険契約の場合	保険料は返還しません。

(8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

① 第5節第3条(告知義務違反による保険契約の解除)(1)
② 第5節第4条(通知義務違反による保険契約の解除)(1)または同条(5)
③ 第5節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)
④ 第5節第6条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
⑤ 第5節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(2)

(9) 第5節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(1)または第5節第10条(休業補償条項における通知義務の通知を行った場合の取扱い)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(※1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。

(※2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。

(※3) (1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(※4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(※8)が生じた日または当会社が承認を行った日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認められたときは、保険期間の初日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。

(※5) 追加保険料払込日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合は(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込日をいいます。

(※6) (1)の表の①または③の場合は、第5節第6条(保険料不払による保険契約の解除)(1)の表の④の規定により解消できるときに限ります。

(※7) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(※8) 危険増加とは、危険(※9)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(※9)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(※9) 危険とは、損害または損失の発生の可能性をいいます。

第2条 (追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込日(※1)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

① 第2節第2条(保険料の払込方法一口座振替方式)
② 第6節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第5節第6条(保険料不払による保険契約の解除)

- イ. 第5節第8条(保険契約解除の効力)
- ウ. 第6節第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
- エ. 第6節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の③もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条(追加保険料の払込み等ークレジットカード払方式の場合の特則)

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第2節第3条(保険料の払込方法ークレジットカード払方式)
② 第6節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み
② クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

■備考

第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

(1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかるらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または損失に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
② 事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)の表の②に規定する確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または損失に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または損失に対しては、下表の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、保険契約者または被保険者は、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

① 第1節第2条(通知義務)(1)または第6節第1条(保険料の返還、追加または変更)(2)に規定する通知が行われた日時
② 第5節第3条(告知義務違反による保険契約の解除)(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③ 事故の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(1)の表の①の通知を受けた場合および同条(1)の表の③または同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条(保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還)

第1節第4条(保険金額の調整)(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第6条(保険の対象の譲渡等による保険料の返還)

財産補償条項においては、第5節第9条(保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効)(1)の規定により、保険契約が失効した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終ります。

(2) (1)の規定にかかるらず、保険期間が開始した後でも、当会社は初回保険料を領収する前に生じた事故による損害または損失に対しては保険金を支払いません。

(3) 当会社は、保険契約者が当会社へ必要事項が記載された保険契約申込書等を提出し、当会社がこれを承認した時までに生じた事故による損害または損失に対しては保険金を支払いません。

(4) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

■備考

(*) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2条 (代 位)

(1) 損害または損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*)を取得した場合において、当会社がその損害または損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当会社が損害または損失の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害または損失の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 財産補償条項においては、賃貸借契約または使用賃借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合で、被保険者は借家人(*)に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行えることができます。

(*) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(**) 借家人とは、賃貸借契約または使用賃借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第3条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、書面等をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*)を第三者に移転させることができます。ただし、財産補償条項において、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)の規定によるものとします。

(2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務(**)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(5) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(**)を負うものとします。

(*) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(**) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条 (保険証券等の不発行の特則)

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*)の規定を適用します。

(*) 付帯される特約を含みます。

第5条 (時 効)

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条 (保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用)

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合には、特に記載のないかぎり、明細書ごとに普通保険約款およびこれに付帯される特約を適用します。

第7条 (残存物および盗難品の帰属－財産補償条項)

(1) 当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかつたものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象

備 考

の所有権その他の物権は、損害保険金の再取得価額に対する割合によって、当会社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために出支した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第8条 (用語の適用等)

(1) この条項に規定されていない用語については、各補償条項における規定を準用します。

(2) 普通保険約款(**)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(**)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな補償条項を追加する場合を含むものとします。

(4) 各補償条項(*)により規定される用語は、特に記載のないかぎり、補償条項(*)ごとに適用します。

(5) この条項は、特に記載のないかぎり、補償条項(*)ごとに適用します。

(*) 付帯される特約を含みます。

(**) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第9条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第10条 (準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国(?)の法令に準拠します。

第7節第3条(2)
「法定相続人」とは、民法に定められた相続人をいいます。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
損害保険金	損害または損失の額。 ただし、財産補償条項において、通貨等、預貯金証書および高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額(*)または損害額のいずれか低い額
残存物取扱費用保険金	被保険者が負担した残存物取扱費用(**)の額
修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1,000万円(**)または修理付帯費用(**)の額のいずれか低い額
損害拡大防止費用保険金	保険契約者または被保険者が負担した損害拡大防止費用(**)の額
請求権の保全・行使手続費用保険金	保険契約者または被保険者が負担した、請求権の保全・行使手続費用(**)の額
地震火災費用保険金	① それぞれの保険契約または共済契約の支払すべき保険金または共済金の額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(**)を超えるとき。 ② ①に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのおのの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険額に5%を乗じて得た額(**)を超えるとき。
営業継続費用保険金	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険額に5%を乗じて得た額(**)。

(*) 他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の限度額を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(**) 残存物取扱費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)(i)に規定する、保険の対象の残存物の取扱に必要な費用をいいます。

備 考

- (*)工場物件の場合は5,000万円とします。また、他の保険契約等に、限度額が工場物件以外の物件について1,000万円または工場物件について5,000万円を超えるものがある場合は、これら限度額のうち最も高い額とします。
- (**)修理付帯費用とは、財産補償条項第7条(2)②に規定する、保険の対象の復旧にあたり発生した費用で必要かつ有益な費用のうち、同条項の表に規定する費用をいいます。
- (**3)損害拡大防止費用とは、財産補償条項第7条(2)③または休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(3)①に規定する、損害の発生および拡大の防止のために必要なまたは有益な費用のうち、同条項の表に規定する費用をいいます。
- (**)請求権の保全・行使手続費用とは、財産補償条項第7条(2)④または休業補償条項第7条(3)②に規定する、権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をいいます。
- (**)工場物件を含む敷地内では2,000万円とします。また、他の保険契約等に、限度額が工場物件を含まない敷地内では300万円、工場物件を含む敷地内では2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (**)他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	(1) 当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、当保険年度(*1)を経過した時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*2) (2) 保険契約が失効した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料について、未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。
(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

■備考

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	年払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	月払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

■備考

付表2

保険期間が1年未満に該当する保険契約のうち、付表3の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合（契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合を除きます。）は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。
保険期間が1年超で「払込方法」が「一時払以外」に該当する場合、払込方法が年払のときは、保険期間が1年の場合の「払込方法」が「一時払」に、払込方法が月払のときは、保険期間が1年の場合の「払込方法」が「一時払以外」に、それぞれ準じます。

付表4 長期保険未経過料率

保険期間 経過年月	2年	3年	5年	10年	20年	30年	35年
1か月	96%	97%	98%	99%	99%	99%	99%
2か月	91%	94%	96%	98%	99%	99%	99%
3か月	87%	91%	95%	97%	99%	99%	99%
4か月	82%	88%	93%	96%	98%	99%	99%
5か月	78%	85%	91%	95%	98%	99%	99%
6か月	74%	82%	89%	95%	98%	99%	99%
7か月	69%	79%	87%	94%	97%	98%	98%
8か月	65%	76%	85%	93%	97%	98%	98%
9か月	60%	73%	84%	92%	96%	98%	98%
10か月	58%	70%	82%	91%	96%	98%	98%
11か月	51%	67%	80%	90%	95%	97%	97%
1年0か月	47%	64%	78%	89%	95%	97%	97%
2年0か月	0%	32%	59%	80%	91%	94%	95%
3年0か月	0%	40%	70%	86%	91%	93%	
4年0か月	20%	61%	82%	89%	91%		
5年0か月	0%	51%	77%	86%	89%		
6年0か月		41%	73%	83%	86%		
7年0か月		31%	68%	80%	84%		
8年0か月		21%	63%	78%	82%		
9年0か月		11%	58%	75%	79%		
10年0か月		0%	54%	72%	77%		
11年0か月			49%	69%	74%		
12年0か月			44%	66%	72%		
13年0か月			38%	62%	69%		
14年0か月			33%	59%	67%		
15年0か月			28%	56%	64%		
16年0か月			23%	53%	61%		
17年0か月			17%	49%	59%		
18年0か月			11%	46%	56%		
19年0か月			6%	42%	53%		
20年0か月			0%	39%	50%		
21年0か月			35%	47%			
22年0か月			32%	44%			
23年0か月			28%	41%			
24年0か月			24%	38%			
25年0か月			20%	35%			
26年0か月			16%	32%			
27年0か月			12%	28%			
28年0か月			8%	25%			
29年0か月				4%	22%		
30年0か月				0%	18%		
31年0か月					15%		
32年0か月					11%		
33年0か月						7%	
34年0か月						4%	
35年0か月						0%	

(注1) 経過年月について、1か月末満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

備考

企業総合保険 特約

①借家人賠償責任補償特約

第1節 賠償責任条項

第1条 (この特約の補償内容ー借家人賠償責任)

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用戸室(*1)を損壊(*2)することにより、第3条(被保険者)に規定する被保険者が、借用戸室(*1)についてその貸主(*3)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約の規定にしたがい、借家人賠償責任保険金を支払います。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 火災 |
| ② 破裂または爆発(*4) |
| ③ 盗難 |
| ④ 給排水設備(*5)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ |

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
(*2) 損壊とは、滅失(*6)、破損(*7)または汚損(*8)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
(*3) 貸主には、転貸人を含みます。
(*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
(*6) 滅失とは、財物がその物理的・化学的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。
(*7) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的变化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
(*8) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条 (この特約の補償内容ー借家人修理費用)

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故により、借用戸室(*1)に損害が生じた場合において、第3条(被保険者)に規定する被保険者がその貸主(*2)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借家人修理費用(*3)に対して、この特約の規定にしたがい、借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表の①、③、⑥または⑨の事故による損害に対し、被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

- | |
|---|
| ① 火災 |
| ② 落雷 |
| ③ 破裂または爆発(*4) |
| ④ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(*5)、雪災または豪雪、雪崩等の雪災(*6)。ただし、借用戸室(*1)の内部については、借用戸室(*1)またはその一部(*7)が風災(*5)、雪災または雪災(*6)によって直接破壊したために生じた損害(*8)に限ります。 |
| ⑤ 盗難 |
| ⑥ 給排水設備(*9)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用戸室(*1)で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災(*10)または④の事故による損害を除きます。 |
| ⑦ 借用戸室(*1)の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災(*10)、土砂崩れもしくは④の事故による損害を除きます。 |
| ⑧ 騒擾およびこれに類似する集団行動(*11)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 |

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
(*2) 貸主には、転貸人を含みます。
(*3) 借家人修理費用とは、借用戸室(*1)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
(*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*5) 洪水、高潮を除きます。
(*6) 融雪洪水を除きます。
(*7) 窓、扉、その他の開口部を含みます。
(*8) 雨、雪、雹または砂塵の吹き込みによる損害を含みます。
(*9) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
(*10) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災をいいます。
(*11) 多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、騒動に至らないものをいいます。

第3条(被保険者)

(1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

- | |
|---|
| ① 保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者 |
| ② 保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者 |
- (2) (1)の保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者の変更を請求することができます。

<借家人賠償責任補償特約 第1節第1条> この特約には、示談交渉サービスはありません。

<借家人賠償責任補償特約 第1節第1条> 「保険証券記載の建物の戸室」は、主契約の保険の対象である動産を収容する戸室に限ります。借用戸室について転貸借契約があるときは、転貸人または転借人についても、この特約の被保険者として指定することができます。

<借家人賠償責任補償特約 第1節第2条> ①、③、⑤または⑨の事故による損害で、被保険者が借用戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任については、借家人賠償責任保険金の支払対象となります。

す。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第7条(支払保険金の計算) (1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第4条 (保険金をお支払いしない場合ー借家人賠償責任)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意
ア. 保険契約者(*1)
イ. 被保険者(*1)
ウ. アまたはイの法定代理人
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 次のいずれかに該当する事由
ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 次のいずれかに該当する事由
ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大
イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3)
ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混亂
⑥ 被保険者の心神喪失
⑦ 借用戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

① 被保険者と借用戸室(*4)の貸主(*5)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
② 被保険者が借用戸室(*4)を貸主(*5)に引き渡した後に発見された借用戸室(*4)の損壊(*6)に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*5) 貸主には、転貸人を含みます。

(*6) 損壊とは、滅失(*7)、破損(*8)または汚損(*9)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*7) 災失とは、財物がその物理的 existence を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。

(*8) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第5条 (保険金をお支払いしない場合ー借家人修理費用)

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。
ア. 保険契約者(*1)
イ. 被保険者(*1)
ウ. 保険金の受取人(*1)
エ. 借用戸室(*2)の貸主(*1)(*3)
オ. アからエまでの法定代理人
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 次のいずれかに該当する事由
ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ 次のいずれかに該当する事由

- ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大
- イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5)
- ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混亂

(*) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借用戸室(*2)の貸主(*3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*3) 貸主には、転貸人を含みます。

(*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第6条 (保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲)

当会社が被保険者に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借用戸室(*1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、堀、垣、給水塔等の借用戸室(*1)居住者の共同の利用に供せられるもの

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第7条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社の支払う保険金の額は、次の①および②の規定により算出される額とします。ただし、1回の事故について保険証券記載の限度額を限度とします。

① 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{被保険者が貸主(*1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \frac{\text{第8条(費用)の表の①の費用}}{\text{被保険者が貸主(*1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額}} = \text{借家人賠償責任保険金の額}$$

② 当会社の支払う借家人修理費用保険金の額は、借家人修理費用(*2)の額とします。

(2) 当会社は、(1)①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

① 第8条(費用)②から④までの費用

② 被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(*1) 貸主には、転貸人を含みます。

(*2) 借家人修理費用とは、借用戸室(*3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*3) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第8条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 請求権の保全、行使手続費用	第2節基本条項第1条(事故発生時の義務)の表⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
② 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために要した費用
④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からエ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ④.からエ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

第2節 基本条項

第1条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止

② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、借用戸室(*4)の貸主(*5)の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*4) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借用戸室(*1)の貸主(*2)との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*3)

③ 被保険者または借用戸室(*1)の貸主(*2)が死亡した場合は、被保険者または借用戸室(*1)の貸主(*2)の除籍および被保険者または借用戸室(*1)の貸主(*2)のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または借用戸室(*1)の貸主(*2)の承諾があつたことを示す書類

イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑥までのほか、当会社が企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*4)および被害が生じた物の写真(*5)をいいます。

(*4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*5) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

(1) 借用戸室(*1)の貸主(*2)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*3)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行ふものとします。

① 被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
② 被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、借用戸室(*1)の貸主(*2)に支払う場合
③ 被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、借用戸室(*1)の貸主(*2)が(1)の先取特権を行ったことにより、当会社から直接、借用戸室(*1)の貸主(*2)に支払う場合
④ 被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを借用戸室(*1)の貸主(*2)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、借用戸室(*1)の貸主(*2)が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*3)は、借用戸室(*1)の貸主(*2)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*3)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) この特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の限度額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により借用戸室(*1)の貸主(*2)に対して支払われる保険金と被保険者が第1節賠償責任条項第8条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って借用戸室(*1)の貸主(*2)に対する保険金の支払を行ふものとします。

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) この特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で借用戸室(*1)の貸主(*2)からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

第8条（特約の失効）

- (1) この保険契約の企業総合保険普通保険約款のすべてが消滅した場合は、この特約も同時に失効するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約と同時に消滅する企業総合保険普通保険約款の保険料の返還に関する規定にいたします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の企業総合保険普通保険約款が無効により消滅したときは、この特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約と同時に消滅する企業総合保険普通保険約款の保険料の返還に関する規定にいたします。

第9条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

付則

- (1) 第5条（先取特権）(1)および同条(2)の規定ならびに第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第5条（先取特権）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(*1)の譲渡または保険金請求権(*1)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(*1) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

② 地震危険補償特約（支払限度額方式）

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表②の規定にかかるらず、同条項第2条（保険の対象）に規定された保険の対象について生じた下表の損害(*1)に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

① 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*2)によって生じた損害
② 地震または噴火によって生じた損壊(*3)、埋没または流失の損害
③ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

- (2) 当会社は、この特約に従い(1)の損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物(*4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(*1) 損害には、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

(*2) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*3) 損壊とは、消失(*5)、破損(*6)または汚損(*7)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。

(*5) 減失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、粉失、盗取、詐取、横領を含みません。

(*6) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の規定にかかるらず、この特約において、高額貴金属等は、保険の対象に含まれません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、この特約が付帯された企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合—電気的または機械的事故、その他偶然な破損事故等）に加えて、下表のいずれか

に該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故の際に生じた外見上の損傷または盗難によって生じた損害
② 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、その他単なる外見上の損傷または保険の対象の汚損(*1)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害

(*1) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険金額を限度として(*1)、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の額とします。

① 保険証券に実損払方式と記載がある場合

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額} = \text{損害保険金の額}$$

② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合

③ 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額以上のとき

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額} = \text{損害保険金の額}$$

④ 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低いとき

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\% = \text{損害保険金の額}$$

(2) 当会社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条(2)に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(3) 保険期間中にこの特約に基づき当会社が支払う第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(*1) 商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度とします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この規定を適用しません。

第6条（他の費用保険金との関係）

(1) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金を支払う場合において、当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この特約の補償内容）(3)および(4)に規定する費用保険金を支払いません。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために負担した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

(1) この特約締結の後、この特約に基づいて算出する損害額(*1)が、それぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時に、この特約は失効します。ただし、保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額を保険金額とみなします。

(2) (1)のほか、当会社が支払うべき第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の額の合計額が、保険証券記載の支払限度額に達した場合は、この特約は、これらの保険金の額の合計額が、保険証券記載の支払限度額に達する保険金の支払の原因となった損害が発生した時に失効します。

(*1) 損害額とは、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)から(3)までに規定する損害額をいいます。

第8条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の中途で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

〈地震危険補償特約（支払限度額方式） 第4条(1)〉

支払保険金の計算に際しては、保険の対象ごとに①および②に規定している算式により損害保険金の額を算出し、その合計額に免責金額を適用し、お支払いする損害保険金を算出します。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、 損害発生の有無および被保険者 に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(※2)および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効、失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて下表の右欄の日数(※3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会	180日 (※4)
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑥までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)の表の①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑥までの事項の確認のための調査	730日

(3) (1)および(2)に規定する必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)に規定する期間に算入しないものとします。

(※1) 被保険者が、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続きを完了した日をいいます。

(※2) 保険価額を含みます。

(※3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(※4) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(※5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

③ 地震危険補償特約（縮小支払方式）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、この特約が付帯された企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表②の規定にかかわらず、同条項第2条（保険の対象）に規定された保険の対象について生じた下表の**損害**(※1)に対して、**被保険者**に損害保険金を支払います。

① 地震または噴火による火災、破裂または爆発(※2)によって生じた損害
② 地震または噴火によって生じた損壊(※3)、埋没または流失の損害
③ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

(2) 当会社は、この特約に従い(1)の損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物(※4)の取扱いに必要な取りこわし費用、取扱い清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取扱い費用保険金を支払います。

(※1) 損害には、消火、避難などの他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

(※2) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※3) 損壊とは、損失(※5)、破損(※6)または汚損(※7)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(※4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。

(※5) 減失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。

(※6) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(※7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の規定にかかわらず、この特約において、**高額貴金属等**は、保険の対象に含まれません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、この特約が付帯された企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合—電気的または機械的事故、その他偶然な破損事故等）に加えて、下表のいずれかに該当する**損害**に対しては、保険金を支払いません。

① 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事例の際に生じた 盗難 によって生じた損害
② 保険の対象に生じたじり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(※1)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害

(※1) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、1回の事故につき、保険金額を限度として(※1)、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の額とします。

① 保険証券に実損払方式と記載がある場合

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条 (損害額の決定) (1)または(2)に規定する損害額} = \text{損害保険金の額}$$

② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合

$$\text{7. 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額以上のとき} \\ \text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条 (1) または (2) に規定する損害額} = \text{損害保険金の額}$$

イ. 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低いとき

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条 (1) または (2) に規定する損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\% = \text{損害保険金の額}$$

(2) 当会社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の額の10%に相当する額を限度として、同条(2)に規定する残存物取扱い費用保険金を支払います。

(※1) 商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度とします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この規定を適用しません。

第6条（他の費用保険金との関係）

(1) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金を支払う場合において、当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(3)および(4)に規定する費用保険金を支払いません。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために負担した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

(1) この特約締結の後、この特約に基づいて算出する損害額(※1)が、それぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時に、この特約は失効します。ただし、保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額を保険金額とみなします。

(※1) 損害額とは、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)から(3)までに規定する損害額をいいます。

第8条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の中途で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、

〈地震危険補償特約（縮小支払方式） 第4条(1)〉
この特約においては、免責金額は適用されません。

保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(※2)および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて下表の右欄の日数(※3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(※4)	180日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震・東海地震・東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日

(3) (1)および(2)に規定する必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)に規定する期間に算入しないものとします。

(※1) 被保険者が、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続きを完了した日をいいます。

(※2) 保険価額を含みます。

(※3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(※4) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(※5) 必要な協力をしなかった場合を含みます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

④ 臨時費用補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の30%に相当する額を、第1条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、100万円を限度とします。

(2) 当会社は、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、高額貴金属等については設備・什器等または商品・製品等に含めて算出するものとします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑤ 水災縮小支払特約

第1条（支払保険金の計算）

当会社はこの特約に従い、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表⑥に規定する損害について、同条項第7条（支払保険金の計算）(1)①および②の規定にかかわらず、次の①および②に規定する損害保険金を支払います。

① 保険証券に実損拝方式と記載がある場合、当会社は、1回の事故につき保険金額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、高額貴金属等を除く商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

$$\boxed{\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合、当会社は、1回の事故につき保険金額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、高額貴金属等を除く商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

7. 保険の対象が高額貴金属等以外の場合

(7) 損害金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額以上の場合

$$\boxed{\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(i) 損害金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低い場合

$$\boxed{\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}} \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

③ ①および②に規定する免責金額については、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第7条(1)③の規定を準用します。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑥ 失火見舞費用不担保特約

当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表①の規定にかかわらず、失火見舞費用保険金を支払いません。

⑦ 地震火災費用不担保特約

当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表②の規定にかかわらず、地震火災費用保険金を支払いません。

⑧ 残存物取扱費用不担保特約

当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表①の規定にかかわらず、残存物取扱費用保険金を支払いません。

⑨ 修理付帯費用不担保特約

当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表②の規定にかかわらず、修理付帯費用保険金を支払いません。

⑩ 家賃補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

（家賃補償特約 第1条）

この特約においては、「保険金支払対象期間」を、「用語の定義」に規定された意味ではなく、本条に規定された意味で用います。

①	家賃	建物の賃貸料(*1)で、以下のいずれかに該当する使用料金および一時金等を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ア、水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ、権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ、賄料
②	保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、損害保険金を支払う原因となった事故が発生した日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、また、かかる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。

(*1) 分割して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。

第2条 (この特約の補償内容)

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に○を付した事故によって保険の対象について生じた損害により、(2)に規定する家賃に生じた損失に対して、この特約および企業総合保険普通保険約款基本条項に従い、第4条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発
②	風災、雹災または雪災
③	給排水設備事故の水漏れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により、家賃に生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損失 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(*2)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(*3)によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。ただし、建物内部については、建物またはその開口部が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって直接破損したために保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。
③	給排水設備事故の水漏れ等による損失 給排水設備(*4)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。ただし、②もしくは⑧の損失または給排水設備(*4)自体に損害が生じた結果、家賃に生じた損失を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損失 騒擾およびこれに類似の集団行動(*5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による損失 車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失 建物または第3条(保険の対象)(2)(4)に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失を除きます。 ア、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ、土砂崩れによる事故 ウ、風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ、水災 オ、車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による損失 盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(*6)の損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
⑧	水災による損失 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。

(3) 当会社は、第7条(支払保険金の計算)(2)に規定する費用に対して、第4条(被保険者)に規定する被保険者に下表の費

(家賃補償特約 第2条(2)(2)) 風災とは「台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災（洪水、高潮等を除きます。）」と定義し、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは異常気象と呼べるようなものに限定します。

(家賃補償特約 第2条(2)(2)) 雪災とは、豪雪や雪崩などの事故をいい、融雪洪水は、雪災ではなく水災として補償されます。

(家賃補償特約 第2条(2)(7)) 盗難による損害には、盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含みます。

用保険金を支払います。

①	損害拡大防止費用保険金
②	請求権の保全・行使手続費用保険金

- (*) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (**) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (***) 雪災には、融雪洪水は含まれません。
- (****) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- (*****) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害が生じる状態であって、騒動に至らないものをいいます。
- (*****) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることに伴い、その客観的な経済価値が減少することをいいます。

第3条 (保険の対象)

(1) この特約において、保険の対象とは、保険証券記載の建物とします。ただし、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物で、建物に付属するものは、保険の対象に含まれません。

(2) 下表の物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(*1)
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(*1) 垣には、生垣を含みます。

第4条 (被保険者)

この特約において、被保険者とは、保険の対象について生じた損害によって家賃に損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第5条 (保険をお支払いしない場合)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア、保険契約者(*1) イ、被保険者(*1) ウ、アまたはイの代理人 エ、アまたはイの同居の親族
②	被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人(*2)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって建物またはその開口部が直接破損したために保険の対象に吹き込み等損害(*5)が生じたことによって生じた損失を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失 ア、被保険者 イ、被保険者側に属する者
⑤	法令等の規制によって生じた損失
⑥	保険の対象の復旧または保険の対象の賃貸の継続に対する妨害によって生じた損失

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア、核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ、ア以外の放射線照射または放射能汚染

（家賃補償特約 第5条(2)(2)）

地震等によって生じた損失については、補償の対象となりません。

④次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故の第5条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
--

(*)1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*)2 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*)3 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
 (*)4 雪災には、融雪洪水は含まれません。
 (*)5 吸き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吸き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。
 (*)6 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 (*)7 核燃料物質(*)6によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険価額）
 この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に保険証券記載の保険金支払対象期間月数を乗じて得た額とします。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、次の①または②に規定する損害保険金を支払います。
 ① 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度として、保険金支払対象期間内に家賃に生じた損失の額を損害保険金の額とします。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{保険証券記載の保険金額}} \\ \text{保険金支払対象期間内に家賃に生じた損失の額} \times \boxed{\text{保険価額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}} \end{array}$$

- ② 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式により損害保険金の額を算出します。
 (2) 当会社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。
 ① 損害拡大防止費用保険金
 当会社は、第2条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)③に規定する損害拡大防止費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を損害拡大防止費用保険金として支払います。

- ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(*)1の修理費用または再取得費用
 ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(*)2

② 請求権の保全・行使手続費用保険金
 当会社は、企業総合保険普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時または損害もしくは損失発生時の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)④に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

(*)1 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。
 (*)2 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

第8条（準用規定等）

- (1) この特約が付帯された場合、企業総合保険普通保険約款休業補償条項の規定は適用しません。
 (2) この特約が付帯された場合、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）(1)に規定する「別表1に規定する支払限度額」は、「家賃に生じた損失の額」と読み替えるものとします。
 (3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑪契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱・集団扱特約が適用されており、集金者(*)1と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」が締結されていない場合に適用されます。この特約が付帯された場合には、団体扱・集団扱特約第4条（追加保険料の払込み等）

規定は適用しません。

(*)1 集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第2条（追加保険料の払込み）

企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者(*)1を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(*)1 集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第3条（特約の失効）

団体扱・集団扱特約第6条（特約の失効または解除）の規定に基づき、同特約が効力を失った場合または当会社が同特約を解除した場合には、この特約は効力を失います。

⑫共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

- | |
|--|
| ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付 |
| ② 保険料の収納および受領または返戻 |
| ③ 保険契約内容の変更の承認または保険契約の解除 |
| ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認 |
| ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認 |
| ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等 |
| ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査 |
| ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領 |
| ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全 |
| ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項 |

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

⑬団体扱・集団扱特約

第1条（特約の適用等）

(1) この特約は、保険契約者が、この特約にしたがい、集金者(*)1を経由して保険料を払い込むことについて同意し、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、この保険契約が当会社の定めるこの特約の適用条件に該当し、集金者(*)1がこの保険契約の締結を認めている場合に限ります。また、保険契約者は下表のいずれかに該当するものに限ります。

- | |
|--|
| ① 団体(*)2に勤務し、毎月その団体(*)2から給与の支払を受けていること、またはその団体(*)2を退職した者であること。 |
| ② 当会社の承認する団体(*)2およびその構成員(*)3であること。 |

(2) この特約の適用にあたっては、特に記載のない限り、企業総合保険普通保険約款基本条項および企業総合保険普通保険約款各補償条項(*)4ごとにこれを適用します。

(3) 当会社は、この特約を適用する場合、下表の企業総合保険普通保険約款基本条項の規定は適用しません。ただし、第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、下表の規定を適用します。

① 第2節第1条（保険料の払込方法等）
② 第2節第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）
③ 第2節第3条（保険料の払込方法ークレジットカード払方式）
④ 第2節第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）
⑤ 第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑥ 第6節第2条（追加保険料の払込み等ー口座振替方式の場合の特則）
⑦ 第6節第3条（追加保険料の払込み等ークレジットカード払方式の場合の特則）
⑧ 第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 当会社は、この特約により、企業総合保険普通保険約款基本条項付表2中「付表3の「短期料率」および「日割」とあるのは、それぞれ「月割」に読み替えて適用します。

- (*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*5)を締結した者をいいます。
- (*2) 団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。
- (*3) 団体およびその構成員の役員または従業員を含みます。
- (*4) 企業総合保険普通保険約款基本条項または企業総合保険普通保険約款各補償条項に付帯された特約を含みます。
- (*5) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結時(*1)に定めた回数および金額にしたがい払い込むものとし、初回保険料を下表のいずれかの方法により、払い込まなければなりません。ただし、下表の①または②の方法により払い込む場合は、第1条（特約の適用等）(3)の規定は適用しません。

① この保険契約の締結と同時に直接当会社に払い込む方法
② 企業総合保険普通保険約款基本条項第2節第3条（保険料の払込方法ークレジットカード払方式）に規定するクレジットカード払的方式により直接当会社に払い込む方法
③ 集金契約(*2)に定めるところにより、集金者(*3)を経て払い込む方法

(2) 保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、第2回目以降の保険料を集金契約(*2)に定めるとこにより、集金者(*3)を経て払い込まなければなりません。

- (*1) この保険契約に企業総合保険普通保険約款各補償条項を追加する場合を除きます。
- (*2) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
- (*3) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。

第3条（初回保険料領収前の事故）

(1) 初回保険料が集金契約(*1)に定めるとこにより、集金者(*2)を経て払い込まれる場合には、初回保険料払込前の事故による損害または損失に対しては、この保険契約に適用される企業総合保険普通保険約款および他の特約に定める初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 初回保険料の払い込まれる前に第6条（特約の失効または解除）の規定によりこの特約が効力を失った場合に、第7条（特約の失効または解除後の未払保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払保険料の全額が払い込まれないとときは、(1)の規定は適用しません。

- (*1) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
- (*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。

第4条（追加保険料の払込み等）

(1) この条の規定は、集金者(*1)と当会社との間に覚書(*2)が締結されている場合に適用されます。

(2) 企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が追加保険料(*3)を請求した場合は、保険契約者は、集金契約(*4)および覚書(*2)に定めるところにより、集金者(*1)を経て追加保険料(*3)を払い込むことができるものとします。

(3) 企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が追加保険料(*3)を請求した場合において、(2)の規定を適用しないときには、保険契約者は集金者(*1)を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、第1条（特約の適用等）(3)の規定は適用しません。

(4) (2)または(3)の規定にしたがって追加保険料(*3)の払込みがあった場合には、企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定を適用しません。

(5) 企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が保険料を返還する場合には、当会社が認める場合に限り、当会社の定める日に集金者(*1)を経て行うことができるものとします。

(6) (5)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

- (*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*4)を締結した者をいいます。
- (*2) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

(*3) 追加保険料とは、覚書(*2)に定める追加保険料をいいます。

(*4) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者(*1)を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者(*1)からの請求に基づき集金者(*1)に對して発行し、保険契約者に對してはこれを発行しません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。

(*2) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第6条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、下表の左欄のいずれかに該当する事実が発生した場合には、対応する下表の右欄に規定する時から将来に向かつてその効力を失います。

① 集金契約(*1)が解除されたことにより集金者(*2)による保険料の集金が不能となつた場合	集金が不能となった最初の集金日(*3)
② 口座振替方式(*4)の場合において、保険契約者は集金者(*2)の責に帰すべき事由により、保険料が集金日(*3)の属する月の翌月末までに集金されなかつたことが発生したとき。ただし、集金者(*2)が保険契約者にかわって保険料を集金日(*3)までに当会社に払い込んだ場合を除きます。	集金日(*3)の属する月の翌月末
③ 保険契約者が団体(*5)を退職または転勤等（退職、当会社が認める出向またはその団体内での転勤をいいます。ただし、これらの場合であっても集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した場合。ただし、保険契約者が、退職または転勤等（退職、当会社が認める出向またはその団体内での転勤をいいます。ただし、これらの場合であっても、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した後も引き続きこの特約にしたがい保険料を払い込むことを集金日(*3)の属する月の翌月末までに当会社に通知した場合を除きます。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
④ 口座振替方式(*4)以外の場合に、①、③および⑤以外の理由により集金者(*2)による保険料の集金が不能となつたとき。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
⑤ 当会社が集金者(*2)からこの保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなつたことの通知を受けた場合	この保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなつた事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(*6)の対象となる保険契約者の人数(*7)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。ただし、この規定は、第1条（特約の適用等）(1)の表の①に規定する団体(*5)または同表の②に規定する団体(*5)ごとに適用します。

(3) (1)の表の①もしくは同表の⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面をもってそのことを通知します。

(*1) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。

(*3) 集金日とは、集金契約(*1)に定める払込期日をいいます。

(*4) 口座振替方式とは、保険契約者の指定する口座から、口座振替により保険料の払込みを行うことをいいます。

(*5) 団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。

(*6) この保険契約に係る集金契約(*1)には、当会社との間に団体級・集団級特約に係る他の集金契約(*1)を含みます。

(*7) 同一の保険契約者が複数の団体級・集団級特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

第7条（特約の失効または解除後の未払保険料の払込み）

(1) 第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は、次に定める期日までに、未払保険料(*1)の全額を集金者(*2)を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

この特約が効力を失った場合：

(口座振替以外) 集金不能日等(*3)の属する月の翌月末

(口座振替) 集金不能日等(*3)の属する月の翌月末

この特約が解除された場合：

(口座振替以外) 解除日の属する月の翌月末

(口座振替) 解除日の属する月の翌月末

(2) (1)の場合に、集金者(*2)に集金された保険料が当会社へ払い込まれないとときは、その保険料は(1)の未払保険料(*1)に含まれます。

(*1) 未払保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条（追加保険料の払込み等）に規定する追加保険料(*4)を含みます。

（団体級・集団級特約 第6条(1)）

この特約の失効または解除の際には、未払保険料を一時に直接当会社に払込んでいただく必要があります。第7条（特約の失効または解除後の未払保険料の払込み）をご参照ください。

- (*) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*)を締結した者をいいます。
 (*) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
 (*) 追加保険料とは、覚書(*)に定める追加保険料をいいます。
 (*) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
 (*) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第8条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*)の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等(*)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日(*)から未払込保険料(*)の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または損失に対しては、保険金を支払いません。

(*) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条（追加保険料の払込み等）に規定する追加保険料(*)を含みます。

(*) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。

(*) 当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めた場合は、保険期間の初日とします。

(*) 追加保険料とは、覚書(*)に定める追加保険料をいいます。

(*) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第9条（解除・未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*)の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）の規定は適用しません。

(2) (1)に規定する解除は集金不能日等(*)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等(*)が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(8)の表の④および⑤に該当するものとみなして同条(8)の規定を準用します。

(*) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条（追加保険料の払込み等）に規定する追加保険料(*)を含みます。

(*) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。

(*) 追加保険料とは、覚書(*)に定める追加保険料をいいます。

(*) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以後の保険料の払込方法）

(1) この保険契約の保険期間が1年を超えて、保険料の払込方法が一時払以外の場合に第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法および払込期日とすることができます。

14.質権設定禁止に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、この特約が付帯された企業総合保険普通保険約款に基づく保険契約の保険の対象に抵当権が設定されている場合(*1)に、当会社、保険契約者、被保険者および承認抵当権者との間で適用されます。

(*1) 抵当権が設定されている場合には、将来における抵当権の設定について当事者間の書面による合意のある場合を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 保険契約	企業総合保険普通保険約款に基づく保険契約およびその更新契約
② 抵当権	抵当権および根抵当権
③ 承認抵当権者	保険契約申込書またはその添付書類に記載されかつ当会社が承認した抵当権者
④ 保険金請求権等	この特約が付帯された保険契約に関する保険金請求権
⑤ 約款等	企業総合保険普通保険約款および付帯された特約

第3条（譲渡および質権設定等の禁止）

保険契約者もしくは被保険者は、保険金請求権等について、譲渡、質権設定その他第三者の権利を設定することはできません。ただし、すべての承認抵当権者および当会社の承認を得た場合には、この規定は適用しません。

第4条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者もしくは被保険者が第3条（譲渡および質権設定等の禁止）の規定に反する場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(8)の規定により計算した保険料を返します。
- (3) (2)の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。すなわち、当会社が保険契約を解除する時までに、保険金を支払うべき事故が発生していた場合には、約款等の規定により保険金を支払わないときを除き、約款等の規定にしたがって保険金を支払います。
- (4) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除する場合には、第5条（保険契約者による保険契約解除権の制限）および第10条（保険契約者によるこの特約の解除）の規定は適用しません。

第5条（保険契約者による保険契約解除権の制限）

保険契約者が、この特約が付帯された約款等の保険契約の解除に関する規定に基づき、この特約が付帯された保険契約またはこれに付帯された他の特約を解除しようとする場合は、この特約に従い、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た後でなければ解除できません。

第6条（承認抵当権者の追加または削除）

- (1) 保険契約者は、この特約の有効期間の途中において、当会社に対する書面等による通知をもって、承認抵当権者を追加または削除することができます。
- (2) (1)の規定により、保険契約者が承認抵当権者を追加する場合は、その承認抵当権者について、その承認抵当権者が追加された時から第1条（この特約の適用条件）を適用するものとします。
- (3) (1)の規定により、保険契約者が承認抵当権者を削除する場合は、下表に規定する場合に限るものとします。
- | |
|--|
| ① 承認抵当権者の削除について、その承認抵当権者の書面による同意を得た場合 |
| ② 削除するすべての承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権の消滅を保険契約者または被保険者が証明した場合 |

第7条（承認抵当権者に対する保険証券の提示または返還の特則）

承認抵当権者から当会社に対し抵当権の物上代位権の行使に基づく保険金支払請求がなされた場合には、当会社は、約款等の規定にかかわらず、承認抵当権者に対して保険証券の提示または返還がなくても、保険金を支払うことができるものとします。

第8条（承認抵当権者への通知）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された保険契約について、保険契約者から保険料の支払がなく約款等の規定により、契約が解除となる場合には、その解除をすることを予定した時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、契約を解除することを通知することができます。
- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約が満期を迎へ、かつ更新契約が締結されない場合には、その契約満期時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、更新契約が締結されていないことを通知することができます。
- (3) 当会社は、この特約が付帯された保険契約について保険事故が発生した場合には、その保険事故発生時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、保険事故の発生を通知することができます。
- (4) 当会社が承認抵当権者に対する(1)、(2)または(3)の通知を実施する場合において、通知が遅れたときであっても、故意または重大な過失がないかぎり、当会社は承認抵当権者に対して何らの責任を負担しないものとします。

第9条（情報開示の同意）

保険契約者および被保険者は、第8条（承認抵当権者への通知）に基づく通知連絡により、その情報が承認抵当権者に対して開示されることをあらかじめ同意するものとします。

第10条（保険契約者によるこの特約の解除）

保険契約者は、下表のいずれかに該当する場合に限り、当会社に対する書面等による通知をもって、この特約を解除することができます。

- | |
|--|
| ① この特約の解除について、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た場合 |
| ② すべての承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権の消滅を保険契約者または被保険者が証明した場合 |

第11条（承認抵当権者によるこの特約に基づく権利の放棄および譲渡）

- (1) 承認抵当権者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この特約に基づく権利を放棄することができます。
- (2) 第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権を承認抵当権者以外の第三者に移転し、これを承認抵当権者が証明した場合に、当会社が承認するときは、承認抵当権者は抵当権を移転した第三者にこの特約に基づく権利を譲渡することができます。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、約款等の規定を準用します。

耳や言葉の不自由なお客様専用

事故受付票 自動車保険以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、
コピー紙をお送りください。
(本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。)

※自動車保険の場合には別の事故受付票をご使用ください

⑯追加乗せ方式特約

第1条（保険金額の設定）

保険の対象について、他の保険契約等がある場合には、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）(1)の規定にかかわらず、保険金額を保険の対象の評価額から他の保険契約等の保険金額を差し引いた額により定めることができます(*1)。この場合において、保険契約締結の後に、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第3条(1)の規定により保険の対象の価額を再評価し保険金額を変更するときにも、同様の方法によるものとします。

(*1) この方法により保険金額を設定することを「追加乗せ方式」といいます。

第2条（支払保険金の計算）

(1) 第1条（保険金額の設定）に規定する「追加乗せ方式」で保険金額を定めた場合において、損害発生の時に保険金額が評価額(*1)から他の保険契約等の保険金額を差し引いた額に満たないときまたは他の保険契約等より保険金が支払われないときには、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、当会社の支払う損害保険金の額は、損害が生じた保険の対象の保険金額を限度として、次の算式により算出した額とします。

① 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額以上のとき

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額} - \text{保険証券記載の免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

② 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低いとき

$$\left[\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \right] - \text{保険証券記載の免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

(2) (1)に基づいて算出した損害保険金の支払い際には、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）(1)(2)の規定を適用します。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、同条(1)(2)の規定を適用します。

(*1) 企業総合保険普通保険約款財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）(1)の規定により保険の対象の価額を再評価した場合はその再評価額をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑯代位求償権不行使特約（建物以外用）

第1条（代位求償を行わない場合）

この保険契約が、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とする場合において、企業総合保険普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、被保険者が保険の対象である屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等の受託者(*1)に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その受託者(*1)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利行使することができます。

(*1) 受託者とは、賃貸借契約または使用賃借契約に基づき保険の対象を占有する者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑰代位求償権不行使特約（休業条項用）

第1条（代位求償を行わない場合）

企業総合保険普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、被保険者が受託者(*1)に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その受託者(*1)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利行使することができます。

(*1) 受託者とは、保険証券記載の建物または構築物の所在する敷地内にある財物のうち被保険者が所有するものを、賃貸借契約または使用賃借契約に基づき占有する者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、
ファックスにてご連絡ください。

専用
FAX番号
0120-119-569
(24時間365日受付)

※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは東京海上日動安心110番(事故受付センター)で受け付けております。

弊社営業時間中(平日9時～17時)の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
(事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます)。

至急の
ご連絡 希望(午前
午後 時頃)

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

★証券番号	—		
ご契約の内容	★ご契約者のお名前 (カナ)	★ご契約者のご連絡先 (TEL) (FAX)	都道府県
	ご契約者のご住所 都道府県	市区部	

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前 (カナ)	ご契約者とのご関係 <input type="checkbox"/> ご契約者 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()
	★窓口の方のご連絡先 (TEL)	(FAX)

事故の内容	★事故日 20 年 月 日 午前 午後 時 分 頃	都道府県	付近
	事故場所 ★事故状況		

おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入下さい。

その他

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報につきましては、保険引受けの判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や
関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。



事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番・110番

 **0120-119-110**

受付時間: 24時間365日

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-691-300

受付時間: 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。